

雲 仙 天 草 国 立 公 園

雲 仙 地 域 管 理 計 画 書

平成17年11月

九 州 地 方 環 境 事 務 所

目 次

第1	管理計画策定方針	1
1	管理計画区設定方針	1
2	管理計画改定方針	1
第2	雲仙地域管理計画区の概要	2
1	歴史	2
2	自然	3
3	雲仙天草国立公園雲仙地域の指定及び計画の経緯	5
4	公園計画	6
5	地種区分別土地所有別面積	8
第3	管理の基本的な方針	9
1	保護に関する方針	9
	(1) 保全対象及びその保全方針	9
	(2) 重要な風致景観の保護のための事業の実施方針	13
2	利用に関する方針	14
	(1) 利用の特性及び利用方針	14
	(2) 利用施設の整備及び管理方針	14
	(3) 利用の指導方針	14
第4	風致景観の管理に関する事項	15
1	許可、届出等取扱方針	15
2	公園事業取扱方針	18
第5	地域の開発、整備に関する事項	24
1	自然公園施設	24
2	その他の施設	24
3	一般公共施設	24
第6	土地及び事業施設の管理に関する事項	27
1	国有財産の管理	27
2	財団法人自然公園財団事業	27
3	財団法人休暇村協会事業	27
4	その他の事業施設の管理	27
第7	利用者の指導等に関する事項	29
1	自然解説に関する事項	29
2	利用者の誘導、規制	30
3	快適な利用の維持対策	30
第8	地域の美化修景に関する事項	31
1	美化清掃計画	31
2	美観の維持	31
3	修景緑化	31
4	その他	31
第9	噴火への対応に関する事項	32
1	自然環境の変化の把握	32
2	利用施設の安全対策	32
3	火山に関する解説活動	32

添付資料一覧

資料 1 雲仙地域管理計画区図

資料 2 保全対象位置図

資料 3 雲仙プラン50（抜粋）

資料 4－1 雲仙普賢岳みどりの復元連絡会会則

資料 4－2 みどりの復元に関するこれまでの事業

資料 5 雲仙天草国立公園雲仙地域パークボランティア活動要綱

資料 6 郷土産樹木リスト

参考 1 申請書処理ルート

参考 2 管理計画について

参考 3 管理計画策定経緯

第1 管理計画策定方針

1 管理計画区設定方針

雲仙天草国立公園は、位置及び利用実態から、雲仙地域と天草地域の2つの管理計画区を設定する。

地 域 名	県 名	市 町 村 名
雲仙地域	長崎県	島原市、雲仙市、有明町、北有馬町、西有家町、有家町、布津町、深江町
天草地域	熊本県	牛深市、上天草市、苓北町、河浦町、栖本町、御所浦町、新和町、天草町、有明町、倉岳町
	鹿児島県	東町、長島町

雲仙地域管理計画区は長崎県に係る山岳地域であり、雲仙天草国立公園の総面積28,287ヘクタールの約45.5パーセント（12,858ヘクタール）を占めており、行政区域では2市6町に渡っている。

本管理計画区は地理的にまとまっており、景観構成及び利用形態も共通していることから、効率的かつ合理的な現地管理業務を遂行するために一管理計画区として取り扱うこととする。（資料1 雲仙地域管理計画区図）

2 管理計画改定方針

雲仙天草国立公園雲仙地域管理計画は、従来からの管理方針を整理補足することにより、地域の現況及び特性に応じて自然環境を保全するとともに快適な公園利用の環境を創造するため作成するものである。

本管理計画は、昭和62～63年度に作成された後、平成3年度に改定がなされ現在に至っている。この間、公園計画の点検、行政手続法及び地方分権一括法の施行に伴う申請に対する審査基準の明確化への対応等、国立公園を取り巻く社会的状況の変化があった。

今回の改定は、従来からの管理方針である雲仙地域の自然を良好な状態で残すとともに、雲仙温泉街の街並み景観保全や当地域の適正な利用を推進する方向性を踏襲しつつ、地域の特性を生かした現地管理業務の計画的遂行を期するため、次の事項に重点を置いて必要な改定を行うこととする。

- (1) 保全対象と保全方針を定めることによって、公園管理の目的の明確化を図る。
- (2) 公園計画に基づく指針に従来からの指導指針等も含め、行為の種類ごとに取扱方針を整理し、風致景観の管理の合理化を図る。
- (3) 施設の整備及び管理について、総合的な検討を行い、自然条件に見合った適正な利用の促進を図る。
- (4) 公園利用者に対する指導体制の整備、普及啓発活動等の充実及び強化を図る。
- (5) 現行の管理計画運用上現状にそぐわない部分の改定及び新規取扱いの追加を行う。
- (6) その他、地域の特性に応じて、現地管理のために必要な事項の整理を行う。

第2 雲仙地域管理計画区の概要

1 歴史

項 目	概 要
雲仙天草国立公園指定までの歴史	雲仙の歴史を遡ると大宝元年（701年）に至る。僧・行基が大乗院満明寺を開基し、四面宮を併せて祀り、山号を温泉（うんぜん）山と号したことが始まりである。 和銅6年（713年）に書かれた肥前風土記には、「高来郡」の名の起こりと温泉湧出が記され、湯治史の手掛かりになっている。大乗院満明寺開基以後約870年余り、雲仙は仏教の霊地として「西の高野山」に例えられ栄えた。 寛永2年（1625年）から始まったキリシタン弾圧では棄教の舞台となり、キリスト教史に雲仙の名をとどめた。「島原の乱」以降、温泉を含めた自然保護が始まった。 雲仙の名が海外に紹介されたのは文政6年（1823年）に長崎出島にシーボルトが着任し、著書に雲仙の地名が記されてからであり、同じ頃蘭館長チチンクも著作で雲仙を欧州に紹介した。 江戸が東京と改称される前の慶応年間には在日外国人から雲仙の解放が求められていたが、雲仙で逗留した最初の外国人は高島炭鉱の技師であった。しかし当時はまだ外国人に解放されていなかった。逗留の先駆者は明治3年（1870年）に湯元旅館に滞在したアメリカ将校の一行で、数年後には九州各地の宣教師及び在日外国人が夏季、避暑に訪れ始めた。明治20年（1887年）頃には上海、香港、南洋方面とロシアからも避暑客が雲仙を訪れ、夏の雲仙は国際的な色彩を帯びてきた。 外紙「上海ノースチャイナ・ディリーニュース」に、避暑地としての雲仙が紹介されたのは明治23年（1890年）で、海外からの避暑客増加は雲仙に新しい文化である西洋文明をもたらした。仏教の聖地としての雲仙は、この時代に西欧文化と交差し、独特な文化を発芽させたと言える。 ドイツのベルツ博士の進言等があって、明治44年（1911年）4月に雲仙は日本初の県営公園である県営温泉公園となった。当時、既に国際的な避暑地として東南アジアを中心に外人避暑客を迎え入れていた雲仙に、各種の施設整備、公園の管理、公園地域の拡大など、自然保護を踏まえた独特な構想が県営公園の基盤となり開園した。更に多くの外人避暑客誘致は、厳しい県内外の経済事情の中で、次の段階を明確に打ち出した特色あるものであった。昭和2年（1927年）、毎日新聞と東京日々新聞共催で「日本新八景」の国民投票があり、温泉山は山岳部門で第1位に選出された。 こうして国立公園指定の機運が高まり、昭和9年（1934年）3月16日、雲仙は日本で最初の国立公園に指定された。「温泉」という書き表し方は、国立公園指定を機に「雲仙」へ改められた。 その後、昭和31年（1956年）7月20日に天草地域が、昭和42年（1967年）12月5日に天草五橋地域が拡張編入されて雲仙天草国立公園となった。

2 自然

項 目	概 要
標高 自然の概要 要	60メートル（島原総合運動公園付近）～1,483メートル（平成新山） 雲仙岳は第4紀の活火山で、島原半島の大部分を占めている円錐形の複式火山であり、優れた山岳景観を形成している。 広大な裾野をひく雲仙岳の中央部には、幅約8キロメートルの雲仙地溝（溝状の陥没構造）が横断し、山体を南北に分断している。この地溝の北縁が千々石湾（橘湾）北岸から田代原高原に至る断崖で、落差約200メートルの千々石断層である。南縁は西岸の金浜と東岸の布津新田から延びる金浜布津両弧断層で、それぞれ断層谷と断層崖となっている。 火山活動はこの地溝の中に集中しており、角閃石安山岩～デイサイトの溶岩円頂丘が群立し、急峻な山岳地形をつくっている。寛政4年（1792）の噴火では山頂に近い地獄跡火口から噴煙を上げ、やがて北側中腹から粘性の高い溶岩を流し出した。この新焼溶岩流の先端が焼山である。またこの噴火では東岸の眉山が大崩壊し、土石の海中流入によって誘発された津波が大惨事を引き起こした。世に「島原大變肥後迷惑」として伝承されている。火山活動は以後休止していたが、平成2年（1990年）11月、198年ぶりに噴煙を上げ火山活動を再開し、平成新山（1,483メートル）が出現、溶岩ドームや火砕流跡地といった原生的な火山景観が新たに形成された。なお、この普賢岳（1,359メートル）、平成新山を取り巻く妙見岳～国見岳～江丸岳連峰は馬蹄形をした妙見カルデラの縁で、普賢岳及び平成新山はその中央火口丘である。 標高約700メートルの谷間に湧出する雲仙温泉は摂氏100度前後もある硫酸性の硫黄泉である。硫化水素や炭酸ガスを含んだ水蒸気とともに激しく噴き出し、付近の岩石は変質している。 島原半島は全般的に温暖な内陸型気候だが、雲仙一帯は主峰普賢岳を始め標高1,000メートルの山々が並び、平地に比べ夏でも3～4℃低い山地型気候になっている。
動・植物	県内最大のミズゴケ湿原である原生沼がある。原生沼には3種類のミズゴケ（オオミズゴケ、ヒメミズゴケ、ハリミズゴケ）やカキツバタが生育する。北方系のヤマドリゼンマイやレンゲツツジは、この湿原が分布の西限地となっている。 雲仙地獄と呼ばれている硫気孔群では、常に亜硫酸ガスを含む火山ガスが噴出している。硫気孔のすぐ周辺は、ガスと地熱と温水のため植物は生育していない。そこから遠ざかるにつれて、ツクシテンツキ群落から順次ススキ群落、シロドウダン群落、アカマツ群落の順に帯状に配列している。シロドウダンのほか、ミヤマキリシマ、シャシャンボ、ナツハゼ、ネジキが生育する。 ミヤマキリシマは、九州の火山地帯に特有なツツジで、雲仙では全山に広く分布している。特に、池の原、宝原、仁田峠及び田代原には群生地がある。田代原では放牧によるシバ草原も広がっている。

自 然 の 概 要	雲仙にはイヌツゲが広く生育する。この植物はせいぜい高くて2メートル程度の常緑低木で珍しいものではないが、雲仙では直径20センチメートル、高さ6メートルを超す樹木状にまで生育する。特に、野岳ではその群生状態が著しい。 普賢岳には、日本列島の西の端に当たる落葉広葉樹林が発達する。ここでは、コハウチワカエデ・ケクロモジ群集が広く分布しており、高い自然性を持ち、秋の紅葉期には特に優れた山岳景観を創出する。 農業用水池の諏訪の池を中心とする地域は雲仙国民休暇村となっており、周辺一帯は農耕地帯である。シイ及びアラカシを優占種とした照葉樹の二次萌芽林が見られる。 「ウンゼン」の名を冠する植物には、ウンゼンマンネングサ、ウンゼントリカブト、ウンゼンカンアオイ、ウンゼンスミレ等があるが、これらは雲仙地域のみが存在する植物というわけではない。雲仙特産の植物としては、オニビトノガリヤスがある。 動物は、キツネ、イノシシ、ウサギ等のほ乳類をはじめ、ヤイロチョウ、ウグイス、シジュウカラ、ホオジロ、センダイムシクイ、オオルリ、キビタキ、ツツドリ、カモ類等の鳥類が生息している。特に仁田峠からあざみ谷（1,050～1,100メートル）、小地獄付近及び諏訪の池は野鳥が多い。 昆虫では、雲仙固有種はほとんどいない。中国南部や台湾に生息する南方系のトゲムネミヤマカマキリが、国内では雲仙岳とその周辺の島原半島だけで発見されている。一方、山上の仁田峠では、エゾハルゼミやアカエゾゼミと九州では珍しい北方系のセミが生息しており、原生沼及び白雲ノ池ではやはり九州では珍しいタカネトンボ、トラフトンボ等が見付かっている。
特記 事項	国の天然記念物として、原生沼沼野植物群落、地獄地帯シロドウダン群落、池の原ミヤマキリシマ群落、野岳イヌツゲ群落、普賢岳紅葉樹林及び平成新山が、県の天然記念物として、シマバライチゴ群落が指定されている。 雲仙温泉街以上の高標高地では冬には落葉した木々の枝に付く霧氷が見られる。

3 雲仙天草国立公園雲仙地域の指定及び計画の経緯

(1) 公園区域

- 昭和9年(1934)3月16日 公園区域の指定
- 昭和57年(1982)7月24日 公園区域の変更(再検討)
- 平成11年(1999)2月2日 公園区域の変更(点検)

(2) 規制計画

- 昭和13年(1938)12月17日 特別地域の指定
- 昭和40年(1965)12月22日 特別保護地区の指定
- 昭和57年(1982)7月24日 保護計画の変更(再検討)
- 平成11年(1999)2月2日 保護計画の変更(点検)

(3) 施設計画

- 昭和11年(1936)12月26日 車道計画の決定
(以後、逐次計画追加)
- 昭和26年(1951)5月8日 雲仙温泉集団施設地区の決定等
- 昭和47年(1972)10月18日 雲仙諏訪ノ池集団施設地区の決定等
- 昭和57年(1982)7月24日 公園計画の変更(再検討)
- 昭和59年(1984)1月9日 公園計画の一部変更
(雲仙温泉集団施設地区の区域変更(拡張)等)
- 平成4年(1992)8月26日 公園計画の一部変更
(九州自然歩道線道路(歩道)の追加)
- 平成11年(1999)2月2日 公園計画の一部変更(点検)

4 公園計画

(1) 規制計画

(単位：h a、平成17年11月1日現在)

地域 地区 市町名		特 別 地 域					普 通 地 域	合 計
		特別保 護地区	第1種	第2種	第3種	小 計		
島原市		328	451	414	263	1,456	1,521	2,977
雲仙市		223	348	1,723	72	2,366	4,397	6,763
南 高 来 郡	有明町						376	376
	北有馬町			121	11	132	111	243
	西有家町			264	172	436	446	882
	有家町			244	27	271	290	561
	布津町			44	34	78	148	226
	深江町	37		65	107	209	621	830
合 計		588	799	2,875	686	4,948	7,910	12,858

(2) 施設計画一覧

(平成17年11月1日現在)

利用計画名	事業名
雲仙温泉集団施設地区 (雲仙市)	<u>雲仙温泉排水施設、雲仙温泉駐車場、雲仙温泉博物展示施設、雲仙温泉野営場、雲仙温泉園地、雲仙温泉舟遊場、雲仙温泉公衆浴場、雲仙温泉運動場、雲仙温泉休憩所、雲仙温泉宿舎、雲仙温泉給水施設、雲仙温泉自動車運送施設、雲仙温泉道路(歩道)</u>
雲仙諏訪ノ池集団施設地区 (雲仙市)	<u>雲仙諏訪ノ池舟遊場、雲仙諏訪ノ池園地、雲仙諏訪ノ池宿舎、雲仙諏訪ノ池博物展示施設、雲仙諏訪ノ池野営場</u>
車道	<u>千本木島原港線(島原市)、多比良田代原線(雲仙市)、神代雲仙線(雲仙市)、千々石田代原線(雲仙市)、千々石雲仙線(雲仙市)、池ノ原仁田峠線(雲仙市、深江町、布津町)、池ノ原札ノ原線(雲仙市)、白雲ノ池線(雲仙市)、小浜雲仙線(雲仙市)、口之津雲仙線(雲仙市、北有馬町、西有家町)、島原雲仙線(深江町、布津町、有家町、雲仙市)</u>
歩道	<u>眉山周回線(島原市)、九州自然歩道(雲仙市、西有家町、北有馬町)、九千部岳鳥甲山線(雲仙市)、普賢岳焼山線(雲仙市、島原市)、仁田国見岳線(雲仙市)、上大野木場仁田峠線(深江町、島原市、雲仙市)、野岳線(雲仙市)、山領別所線(雲仙市)、雲仙池ノ原線(雲仙市)、絹笠山周回線(雲仙市)、絹笠山広河原線(雲仙市)、小倉田代原線(雲仙市)、矢岳白雲線(雲仙市)</u>
園地	<u>焼山(島原市)、田代原(雲仙市)、仁田峠(雲仙市、深江町)、池ノ原(雲仙市)、稚児落ノ滝(雲仙市)、絹笠山(雲仙市)、宝原(雲仙市)、駕立場(雲仙市)、論所原(北有馬町)、俵石(有家町)、垂木台地(島原市)、宮ノ地(雲仙市)、矢岳(雲仙市)</u>
宿舎	<u>小地獄(雲仙市)</u>
野営場	<u>田代原(雲仙市)、論所原(北有馬町)</u>
公衆浴場	<u>小地獄(雲仙市)</u>
ゴルフ場	<u>雲仙(雲仙市)</u>
索道運送施設	<u>仁田峠妙見岳線(雲仙市)</u>
博物展示施設	田代原(雲仙市)

※ () : 事業地、_____ : 事業執行中

5 地種区分別土地所有別面積

(単位：h a、平成17年11月1日現在)

地種区分	国有地	公有地	私有地	合 計
特別保護地区	5 8 0	8	0	5 8 8
第1種特別地域	7 5 4	3 6	9	7 9 9
第2種特別地域	1, 4 0 7	2 6 1	1, 2 0 7	2, 8 7 5
第3種特別地域	4 8 9	1 2	1 8 5	6 8 6
普通地域	4, 0 5 8	5 7 1	3, 2 8 1	7, 9 1 0
合計	7, 2 8 8	8 8 8	4, 6 8 2	1 2, 8 5 8

第3 管理の基本的な方針

1 保護に関する方針

(1) 保全対象及びその保全方針

第2に記載した当管理計画区の概要を踏まえ、このような特性を有する雲仙の自然を将来に渡って良好な状態で残していくため、以下のとおり代表的な風致景観を保全対象に定め、その保護管理に努めるものとする。(資料2 保全対象位置図)

保 全 対 象 (地種区分)	概 要	保 全 方 針
普賢岳落葉広葉樹林帯 (特別保護地区)	標高約1,000メートル以上の普賢岳一体に分布する森林は、コハウチワカエデ・ケクロモジ群集を中心とした落葉広葉樹林で国の天然記念物に指定されている。 あざみ谷には多くの鳥類が生息している。	自然の遷移に任せ、人為の影響が生じないように厳正に保護する。
野岳イヌツゲ群落 (特別保護地区)	野岳のイヌツゲは高さ6メートル幹径20センチメートルまで生長しており、普通のイヌツゲに比べ巨大化していることから国の天然記念物に指定されている。 同指定地域内の赤松谷に面する斜面下部には自然度の極めて高い常緑針葉樹のモミ林が発達している。	現在の景観を維持することとし、必要に応じてイヌツゲを保護及び育成するための対策を関係機関と連携しつつ講じる。
新焼溶岩流跡 (特別保護地区)	寛政4年(1792年)、普賢岳北側中腹から粘性の高い安山岩の溶岩が流出した。この新焼溶岩流の先端が焼山である。 現在、溶岩流上はアカマツ林となっており、自然状態での植生遷移の様子を観察できる。	自然の遷移に任せ、人為の影響が生じないように厳正に保護する。
眉山 (第1種特別地域)	寛政4年(1792年)の普賢岳噴火の際、東側が大崩壊し、土石の海中流入によって津波を誘発(島原大変肥後迷惑)したことで知られる。 千本木のシマバライチゴ自生地が県の天然記念物に指定されている。	防災上必要な施設以外は、原則として人為を加えない。
平成新山溶岩ドー	普賢岳噴火活動は終息したが、表	自然の遷移に任せ、人

ム (特別保護地区)	面温度500℃を保つ溶岩ドームが噴火及び災害の大きさを物語る。また今次噴火により平成新山は島原半島で最高峰となった。 溶岩ドーム周辺は警戒区域に指定され立入りが禁止されている。	為の影響が生じないように厳正に保護する。 警戒区域に指定されており当面の間、公園利用に供することはしない。
平成新山火砕流及び土石流跡地 (第2種特別地域、第3種特別地域)	平成2年以降に発生した火砕流や土石流の跡地であり、溶岩ドームとともに噴火活動の大きさを表している。度重なる火砕流等により植生が消失したが、自然遷移により、また防災を目的とした種子散布等により植生が復元されつつある。 なお警戒区域に指定された箇所は、気象条件等によっては更なる土石流発生の可能性があるため、関係機関により監視が続けられている。	火砕流及び土石流跡地は防災上必要な施設以外は原則として人為を加えない。 火砕流等跡地周辺については関係機関と連携を図りつつ、雲仙普賢岳の周囲の景観に調和する植生復元を図る。(資料4-1)
雲仙地獄 (新湯、古湯、旧八幡地獄、小地獄、シロドウダン群落一帯) (第1種特別地域、第2種特別地域)	雲仙温泉街周辺には各所に硫気孔群があり雲仙地獄と呼ばれている。地獄一帯には火山ガスの影響を受けた特殊な植物群落が発達している。特に多く生育しているシロドウダン群落は国の天然記念物に指定されている。 近年、雲仙地獄の景観要素であるアカマツの枯損が目立ってきているが原因不明である。 温泉の湧出口からは温泉が引湯されている他、熱交換のためのパイプが地獄地帯を縦横に走っている。	地獄地帯及び周辺に形成されている特殊な植物群落を保全する。環境省所管地内の公園の利用上危険なアカマツは伐採措置を行う。 雲仙地獄の風致改善のため、パイプの整理及び整備を行うよう指導する。
原生沼 (第2種特別地域)	かつて噴気孔のあった面積1.2ヘクタールの原生沼は、長崎県最大のミズゴケ湿原でありカキツバタが咲き乱れる。最も深い所で4メートルにも達する泥炭は、最深部が6千年前に形成されたものであり、国の天然記念物に指定されている。 周辺の山から土砂が流入しており、アシの繁茂、灌木類の進入等乾燥化が進んでいる。	遷移の途中であるミズゴケ湿原やカキツバタ群落等貴重な植生及び植物の維持に努めることとし関係機関と連携しつつ対策を講じる。
池ノ原、宝原及び仁田峠のミヤマキ	九州火山地帯に特有のミヤマキリシマは雲仙全山に広く分布し、春の	ミヤマキリシマの大群落を保全する。衰退の見

リシマ群生地 (第2種特別地域)	雲仙を彩る。特に池ノ原、宝原及び仁田峠ではミヤマキリシマの大群落が見られ、林野庁長崎森林管理署、長崎県及び地元ボランティアが保護活動を行ってきた。 人為的管理が行われていない一部のミヤマキリシマ群落では下草の繁茂や樹木等による被陰のため衰退が見られる。 また、池ノ原の群落は国の天然記念物に指定されている。	られる群落では、生育環境の改善を図るため、関係機関と連携しつつ対策を講じる。
雲仙温泉街の街並み (第2種特別地域、雲仙温泉集団施設地区)	昭和30～40年代にかけて多くの旅館やホテルが建設されたが、昭和の終わり頃から統廃合が進み、宿泊施設の動向に大きな変化が生じた。 昭和58年(1983年)に国立公園指定50周年を契機として、今後の雲仙のあるべき姿を官民一体となって考え、「雲仙プラン50」(資料3)が策定された。以降この趣旨に沿い、公共施設を中心に街並み景観づくりが行われている。	良好な街並み景観を目指し、地域住民、関係機関等が推進している街並み景観の保護及び形成活動を支援する。
九千部岳周辺、千々石断層 (第2種特別地域)	雲仙岳の噴火及び地殻変動により東西に20キロメートル以上も続く顕著な断層崖(千々石断層)が形成された。特に吾妻岳付近では270メートルもの高さになっている。 九千部岳の東側斜面から鳥甲山方面はスギ、ヒノキ等の針葉樹及び稜線部にヤマボウシ、カナクギノキ等の落葉広葉樹が多く見られ、一帯が樹木で覆われており良好な山岳景観を保っている。	地学研究上価値の高い千々石断層及び良好な山岳景観の保全を図る。
九千部岳西側斜面 (第1種特別地域)	九千部岳の西側斜面ではヤマボウシが優先するカナクギノキ、クマシデ、エゴノキ等の落葉樹林が広がっており、周辺の吾妻岳等と一体となって良好な山岳景観を保っている。 また野岳と同様、貴重なイヌツゲの大木が多く存在している。	現在の風致を維持することとし、イヌツゲについては、保護対策を検討する。
田代原 (第2種特別地域)	田代原は千々石断層により形成された盆地であり、九千部岳や吾妻岳	田代原の景観要素の一つとなっている牧場風景

域)	を間近に望むことができる。 長年の牛馬放牧の慣習と影響のもとでシバ草原（シバーゲンノショウコ群集）が広がっており、その中にミヤマキリシマが点在する。 トレイルセンターや野営場施設等環境に配慮された施設が整備されている。	や、放牧によりミヤマキリシマが点在するシバ草原の維持に努める。 環境学習にふさわしい場となるよう保全に努める。
公園事業道路沿線 （第2種特別地域等）	多くの利用者が国立公園内の主要な興味地点へ自動車により到達するため、道路沿線の景色が自然公園の雰囲気決定する。	道路沿線の風致景観の保全に努める。
札ノ原地区の雲仙温泉街入口区間 （第2種特別地域等）	雲仙温泉街の西入口に当たる札ノ原集落から白雲の池キャンプ場入口区間の国道57号線沿いは、樹林が良好な状態で残っている。枝が道路上に張り出しているため、樹木によるトンネルが出来上がっており、秋の紅葉時の景色は殊に美しい。	樹木によるトンネル景色の保全に努める。

(2) 重要な風致景観の保護のための事業の実施方針

ア ミヤマキリシマ群落

雲仙を代表する植物であるミヤマキリシマは雲仙地域の各所に分布しているが、特に仁田峠、池ノ原、宝原には大きな群落が見られる。ミヤマキリシマは陽性植物で、上部を他の植物で覆われると著しく活力が低下する。仁田峠、池ノ原、宝原等は潜在的には森林となる場所であるので、ミヤマキリシマ群落を維持するためには他の木本類及び草本類を抑制する必要がある。現在、仁田峠、池ノ原及び宝原の3地区については長崎県雲仙公園事務所や自治会（雲仙を美しくする会）と、国有林においては林野庁長崎森林管理署と連携しつつ、秋にススキ等の下草を刈り取っている。しかし、仁田峠ではモミ等の低木及びつる性植物が目立っており、池ノ原や宝原ではアカマツ等がミヤマキリシマを覆い始めている。この3地区については専門家の意見を聴きながら、引き続き下草の刈り取り及びミヤマキリシマ群落の生育に支障となる樹木の排除等、ミヤマキリシマ群落の保護及び育成のための対策に協力する。

イ 原生沼

原生沼は日本列島最西端のミズゴケ湿原として学術的に価値が高いだけでなく、カキツバタ、レンゲツツジ等の花が美しく、雲仙の興味地点の一つとなっている。しかし、現在山側から土砂が次第に流入することにより、乾燥化が進みつつあり、長崎県雲仙公園事務所では湿原の乾燥化を防ぐため、秋にアシ等の刈払いを行っている。この刈払いは、湿原の乾燥化を遅らせるのに役立っており、今後とも継続していく必要がある。

また、湿原の乾燥化を防止するため、必要な対策を長崎県等と行う。

ウ 野岳、九千部岳のイヌツゲ

野岳のイヌツゲは高さ6メートル幹径20センチメートルまで成長しており、普通のイヌツゲに比べ巨大化していることから国の天然記念物に指定されている。また、九千部岳には天然記念物には指定されていないが、野岳と同様イヌツゲの大木が多く存在している。

野岳には無線鉄塔が多数設けられているが、新たな鉄塔の設置はイヌツゲ群落を損なうこととなることから、原則として鉄塔の新設は認めず、やむを得ず設ける場合にもその位置や規模を十分検討し、イヌツゲ群落の保護を図るものとする。

また、九千部岳のイヌツゲについては、専門家の助言を得て保護対策を検討する。

エ 貴重な植物種等の保護、育生

雲仙地域に生息する野生生物の生息、生育環境の保護に努める。

あざみ谷周辺に設けている野鳥の水飲み場の管理については、ボランティアの協力を得て行う。

また、園地や野営場等には、野鳥の餌になる樹木の植栽を計画する。

ミヤマキリシマを中心とした貴重な植物を盗採から守るため、地元観光協会の協力を得て自然保護のためのパトロールを行うことを検討する。

2 利用に関する方針

(1) 利用の特性及び利用方針

雲仙地域は、雲仙温泉街を中心に放射状に道路が整備されており、島原半島の各方面から雲仙地区や諏訪ノ池地区へ自動車によって容易に到達することができる。

当地域へは春のミヤマキリシマ開花時期や秋の紅葉シーズンを中心として、年間約400万人が訪れている。特に雲仙温泉集団施設地区には温泉や自然風景の鑑賞目的でハイキング及びピクニックといった利用形態が中心となっている。年間約280万人の利用者が集中し、雲仙諏訪ノ池集団施設地区の利用者は年間約13万人程度である。全体としては修学旅行、観光ツアー等団体の大型バスによる短時間の通過型利用が主流を占めている。

一方で長崎市等都市部から近い上、自然がよく残っていることから、普賢岳登山等を目的とするハイキング利用者も多く、徒歩利用や野外レクリエーションの促進を望む声も高い。特に普賢岳は平成10年の登山解禁以来ハイカーで賑わいを見せている。

雲仙地域は、歴史的に見ると外国人観光客と関わりが深く、かつては欧米人の避暑や避寒の地であった。現在では来訪外国人の約8割をアジア人が占めており、今後も更なる利用増加が見込まれる。

雲仙の質の高い多様な自然とのふれあい及び体験学習を推進するため、自然及び史跡等を探勝し、体験することのできる徒歩での利用を促進し、滞在型利用への転換を図っていくこととする。

ア 雲仙諏訪ノ池集団施設地区

上池、中池及び下池からなる諏訪ノ池を中心とした一帯は昭和49年より国民休暇村として整備を開始し、以後野営場、園地、ビジターセンター等が集中整備されており開放的な利用空間となっている。冬季のカモ類を中心とする鳥類が数多く見られ、かつて薪炭林であった照葉樹の二次萌芽林等身近な自然が多く残っている。

草原園地、疎林園地等の開放的な雰囲気及び身近に利用ができる自然環境を保全し、カモ類等の生息環境の保全を図りながら自然とのふれあいを促進する。

また近年水質の悪化が進んでいる諏訪ノ池の水質改善について、関係機関と連携しつつ対策を検討する。

(2) 利用施設の整備及び管理方針

島原半島全域での周遊観光の利用を考慮しつつ、利用者が豊かな自然や優れた景観に親しみ、理解を深めるための整備を進める。

施設整備に当たっては、バリアフリーや外国人利用者に対する対応についても留意する。

歩道等の利用施設については、関係機関とともに安全で快適な利用環境を保つよう維持管理に努めることとし、特に雲仙地獄周辺では安全面に留意する。

(3) 利用の指導方針

関係自治体、雲仙天草国立公園雲仙地域パークボランティア、自然公園指導員等に広く協力を求め、利用者に対して自然保護意識及び公園利用マナーを普及啓発する。

第4 風致景観の管理に関する事項

1 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成15年3月31日付け環自国第130号自然環境局長通知）第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号自然保護局長通知）において定める基準の細部解釈のほか、下記の取扱方針を用いることとする。

普通地域内の要届出行為についても、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」（平成13年5月28日付け環自国第212号自然環境局長通知）によるほか、特別地域内の行為の取扱いに準じて風景の保護上適切な配慮がされるよう指導する。

ア 特別地域、特別保護地区

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 共通	①基本方針 ア 配置、デザイン、色彩等が、周辺の自然環境と調和したものであること。 イ 工作物の規模が、位置、用途等に応じ過大でないこと。 ウ 修景植栽に用いる植物は、当地域に自生する植物（資料6）と同種の植物とすること。
(2) 建築物	①外部意匠 ア 屋根 (ア) 色彩は、茶褐色又は赤褐色とすること。ただし、風致景観上の支障が少ない場合には暗灰色も認める。 (イ) 屋根の形状は切妻、寄棟、入母屋等の勾配を持たせた屋根とすること。 (ウ) 屋根の勾配は10分の2以上とすること。 イ 外壁 (ア) 色彩は、白色、クリーム色又は灰色とすること。ただし、前記の色彩に近似色の石材又は木材等の自然材料を用いる場合は、素地色も可とすること。
(3) 車道	①法面処理 ア モルタル吹き付けは通常の緑化工では法面の崩壊を防止できない場合に限り認める。 イ 法枠工は緑化が十分に行われるものであること。 ②附帯施設 ア 擁壁は自然石又は自然石を模したブロック等とすること。 イ 金属製の落石防護柵及びネットの色彩は暗灰色（亜鉛メッキ）とすること。 ウ 線状に連なる防護柵は視覚に与える影響が大きいのでガード

	ロープ式等小規模なものとし、その色彩は暗灰色（亜鉛メッキ）とする。やむを得ずガードレールを用いる場合の色彩は暗灰色（亜鉛メッキ）又は茶褐色とするとともに、他の利用地点等から望見され風致上支障の大きいものについては支柱とレールの外側（谷側）を茶褐色とすること。 ③修景緑化 ア 廃道敷は舗装を撤去し、緑化すること。 イ モルタル吹き付けの前面は、可能な限り、つる性植物等により緑化すること。 ④残土処理 残土は原則として公園区域の外に搬出すること。
（４）電柱等	①基本方針 集団施設地区内は地下埋設とする。やむを得ず地上に設置する場合は風致景観を阻害する位置を避けること。 ②色彩 柱の色彩は周辺の風致景観に配慮し、素材が木材であれば地色とし、それ以外のものであれば茶褐色のつや消しとすること。
（５）送電線	①基本方針 ア 主要利用地点からの眺望を阻害することのないよう留意すること。 イ 鉄塔の高さ及び本数とも必要最小限とすること。 ②色彩 色彩は暗灰色（亜鉛メッキ）とすること。
（６）パラボ ラ アンテナ （家庭用等の 小規模なもの を除く。）	①基本方針 ア パラボラアンテナは風致景観上の支障が大きいので、必要性、規模等十分に検討すること。 イ 設置場所は野岳及び絹笠山に限ること。 ②色彩 色彩は暗灰色とすること。
２ 木竹の伐採 （土地形状変 更に伴う伐採 も含む。）	①基本方針 ア 公園計画に基づく道路（車道、歩道）に隣接する場所での伐採は、第２種及び第３種特別地域にあっては道路から１０メートル以上樹木を残す等、伐採箇所が道路（車道、歩道）から望見されないように配慮し、風致上支障のないよう留意すること。 イ 公園計画道路（車道及び歩道）の隣接地で集材する場合は、速やかに木材を搬出すること。
３ 鉱物の掘採 又は土石の採 取	①基本方針 ア 学術研究の場合の許可の対象は研究者に限定する（同好会、趣味の団体等は対象としない）。 イ 既存資料を活用できる場合は、極力それを活用し、採取を必要最小限とすること。

	ウ 学術研究の場合は、公園の保護管理に資するため、研究成果物を九州地方環境事務所長あて2部提出するよう指導する。
4 広告物 (1) 共通	①基本方針 ア 営業地以外での社名広告（いわゆる野立て看板）及び商品広告は原則として認めない。 イ 宣伝のための旗、のぼり等は原則として認めない。 ウ 電柱等への掲出及び標示は認めない。 エ 道路や利用地点からの風致景観に留意すること。 オ 腐食、破損及び退色した場合は速やかに補修、又は撤去するよう指導する。
(2) 案内板 ・ 標識類	①色彩 標識等の地色は原則として茶褐色とし、石材、木材等の自然材料を用いる場合は、素地色も可とする。文字は原則として白色又は黒色とすること。 ただし、地方公共団体又は当該地域を拠点に活動する公共的な団体により行われるものであって、地域の年中行事として一時的に行われるもの又は、地域住民に一定事項を知らしめることを目的として行われるものについてはこの限りでない。
5 植物の採取 又は損傷・動物の捕獲又は殺傷	①基本方針 ア 学術研究の場合の許可の対象は研究者に限定する（同好会、趣味の団体等は対象としない）。 イ 絶滅のおそれがある種又は希少種については許可の対象としない。ただし、当該種の保護増殖を目的とするものであって、当地域における当該種の保存に資するものについてはこの限りではない。 ウ 既存資料を活用できる場合は、極力それを活用し、採取又は捕獲等を必要最小限とすること。 エ 学術研究の場合は、公園の保護管理に資するため、研究成果物を九州地方環境事務所長あて2部提出するよう指導する。 ②数量 採取又は捕獲する点数は、1種当たり3点以内とすること。ただし、有害鳥獣駆除の場合はこの限りではない。

2 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成15年3月31日環自国第131号）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地区	取 扱 方 針
1 道路（車道）	全路線	①基本方針 ア 道路沿線の展望地及び興味地点には、路傍駐車場を設けるとともに、紹介のための標識等の設置を検討する。 イ 道路の設置及び維持管理による自然環境への影響（表流水の集中、融雪剤の使用及び道路法面への除草剤の使用等による影響）を最小限にとどめるよう留意する。 ②法面処理 第4-1-1（3）車道①(P.15)と同様とする。 ③附帯施設 第4-1-1（3）車道②(P.15)と同様とする。 ④修景緑化 第4-1-1（3）車道③(P.16)と同様とする。 ⑤残土処理 第4-1-1（3）車道④(P.16)と同様とする。
2 道路（歩道）	全路線	①基本方針 公園内に点在する興味地点を結合し、魅力ある公園づくりに資すること。 ②附帯施設 四阿等附帯施設のデザイン、色彩及び材料は第4-2-3園地(P.18)と同様とする。
3 園地	共通	①基本方針 ア 地形、植生、展望等の自然条件を生かした整備に努めること。 イ 風致景観を構成する重要な要素であるミヤマキリシマ群落地等では植生復元を図る。
	雲仙温泉	②附帯施設 四阿、休憩所、公衆便所等の附帯施設のデザイン、色彩及び材料は次のとおりとする。 (7) 屋根 ・形状は切妻、寄棟、入母屋等勾配を持たせた屋根とすること。 ・勾配は10分の2以上とすること。 ・色彩は茶褐色又は赤褐色とすること。 (4) 外壁 ・材料及び外観は、自然環境と調和したものであること。

		と。 ・色彩は白色、クリーム色又は灰色とすること。
雲仙温泉以外	②附帯施設 四阿、休憩所及び公衆便所等附帯施設のデザイン、色彩及び材料は次のとおりとする。 (7) 屋根 ・形状は切妻、寄棟、入母屋等勾配を持たせた屋根とすること。 ・勾配は10分の2以上とすること。 ・色彩は茶褐色、赤褐色又は暗灰色とすること。 (イ) 外壁 ・材料及び外観は、自然環境と調和したものであること。 ・色彩は白色、クリーム色、灰色又は褐色とすること。	
4 宿舎	共通	①基本方針 ア 国立公園の保養温泉地にふさわしい、落ち着いた外観と雰囲気を持った宿舎とすること。 イ 公園事業の対象とする宿舎は、宿泊に供する建物のうち次の各号に該当すること。 (7) 旅館業法による許可を受けたものであること。 (イ) 特定の人を対象とする施設でないこと。また、一般の人の利用に制限のある施設（分譲ホテル、会員制ホテル等）でないこと。 ②附帯施設 テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日付環自保第138号保護管理課長通知。以下「テニスコート取扱要領」と表記する）によること。
雲仙温泉	③規模 ア 第1整備計画区の宿舎については高さ25メートル以下とすること。既存施設で25メートルを超えているものの増改築については従来の高さを超えないこと。 イ 第2整備計画区の宿舎については2階建て以下とすること。 ④デザイン、色彩、材料 ア 屋根 (7) 形状は切妻、寄棟、入母屋等勾配を持たせた屋根とすること。 (イ) 勾配は10分の2以上とすること。 (ウ) 色彩は茶褐色とするが、第2整備計画区では暗灰色も認める。 イ 外壁 (7) 材料及び外観は、木材、石材等の自然材料を用いる	

		等、自然環境と調和したものであること。 (イ) 色彩は白色、クリーム色又は灰色とすること。
	小地獄	③規模 高さは13メートル以下とすること。 ④デザイン、色彩、材料 ア 屋根 (ア) 形状は切妻、寄棟、入母屋等勾配を持たせた屋根とすること。 (イ) 勾配は10分の2以上とすること。 (ウ) 色彩は茶褐色又は暗灰色とすること。 イ 外壁 (ア) 材料及び外観は、自然環境と調和したものであること。 (イ) 色彩は白色、クリーム色、灰色又は茶褐色とすること。
	雲仙諏訪ノ池	③規模 第4-2-4 宿舎（小地獄）③(P.20)と同様とする。 ④デザイン、色彩、材料 第4-2-4 宿舎（小地獄）④(P.20)と同様とする。
5 休憩所	雲仙温泉	①基本方針 国立公園の保養温泉地にふさわしい、落ち着いた外観と雰囲気を持った休憩所とすること。 ②デザイン、色彩、材料 第4-2-3 園地（雲仙温泉）②(P.18)と同様とする。
6 野営場	雲仙温泉	①基本方針 白雲ノ池に面し樹林に囲まれた閑静な当地区の特性を生かしつつ、快適な利用環境が確保されるよう施設の整備充実を図ること。 ②附帯施設 セントラルロッジ、炊事棟、公衆便所等の附帯施設のデザイン、色彩及び材料は第4-2-3 園地（雲仙温泉）②(P.18)と同様とする。
	雲仙諏訪ノ池	①基本方針 国民休暇村内の各施設と連携し、有機的な利用が図られるよう施設の整備充実を検討する。 ②附帯施設 管理棟、炊事棟、公衆便所等の附帯施設のデザイン、色彩及び材料は第4-2-3 園地（雲仙温泉以外）②(P.18)と同様とすること。

	田代原	①基本方針 当野営場はエコロジーキャンプ整備事業として再整備されたものであり、環境保全型施設として適切な維持管理に努める。 ②附帯施設 管理棟、炊事棟、公衆便所等の附帯施設のデザイン、色彩及び材料は第４－２－３ 園地（雲仙温泉以外）②(P.19)と同様とすること。
	論所原	①基本方針 ア 地形、植生、展望等の自然条件を生かした整備に努めること。 イ オートキャンプ場としての整備を検討する。 ②附帯施設 管理棟、炊事棟、公衆便所等の附帯施設のデザイン、色彩及び材料は第４－２－３ 園地（雲仙温泉以外）②(P.19)と同様とすること。
7 運動場	雲仙温泉	①基本方針 施設は現状の規模を維持し、地形、植生等の自然条件を生かした施設の充実に努めるものとする。 ②附帯施設 管理棟、公衆便所等の附帯施設のデザイン、色彩及び材料は第４－２－３ 園地（雲仙温泉）②(P.18)と同様とする。 ③雲仙温泉運動場事業（雲仙国際テニスコート） テニスコートを設置する場合は、「テニスコート取扱要領」によるものとするが、当該地でのテニスコート設置は大正期に遡り、雲仙温泉集団施設地区内唯一の施設であること、地形的な制約があること等から「テニスコート取扱要領」の内第１．の２．及び６．は適用しない。
8 舟遊場	雲仙温泉、雲仙諏訪ノ池	①基本方針 ア 白雲ノ池、諏訪ノ池とも現在以上ボートの数を増やさないよう指導する。 イ ボートの更新に当たっては、デザインや色彩が華美にならないよう指導する。
9 駐車場	雲仙温泉	①基本方針 ア 整備に当たっては、地形の改変を極力抑えるよう留意すること。 イ 利用者数に応じた適正な規模となるよう留意すること。 ②附帯施設 料金所等附帯施設のデザイン、色彩及び材料は第４－２－３ 園地（雲仙温泉）②(P.18)と同様とする。

10 運 送 施 設 (自動車運送施設)	雲仙温泉	①基本方針 営業所の建替えに当たっては、2箇所に分かれている営業所及びバスレーンの統合について指導する。 ②附帯施設 営業所等附帯施設のデザイン、色彩及び材料は第4-2-3 園地(雲仙温泉)②(P.18)と同様とする。
11 運 送 施 設 (索道運送施設)	仁田峠 妙見岳線	①基本方針 施設は現状の規模を維持し、安全の確保に努めるものとする。 ②附帯施設 駅舎等附帯施設のデザイン、色彩及び材料は第4-2-3 園地(雲仙温泉)②(P.18)と同様とする。
12給水施設	雲仙温泉	①基本方針 ア 整備に当たっては、地形の改変を極力抑えるよう留意すること。 イ 地区の利用者数に応じた適正な規模となるよう留意すること。 ②附帯施設 ポンプ小屋等附帯施設のデザイン、色彩及び材料は第4-2-3 園地(雲仙温泉)②(P.18)と同様とする。
13排水施設	雲仙温泉	①基本方針 ア 整備に当たっては、地形の改変を極力抑えるよう留意すること。 イ 地区の利用者数に応じた適正な規模となるよう留意すること。 ②附帯施設 下水処理場等附帯施設のデザイン、色彩及び材料は第4-2-3 園地(雲仙温泉)②(P.18)と同様とする。
14公衆浴場	共通	①基本方針 ア 整備に当たっては、地形の改変を極力抑えるよう留意すること。 イ 日帰り利用者が気軽に温泉を楽しめるよう留意すること。
	雲仙温泉	②デザイン、色彩、材料 第4-2-3 園地(雲仙温泉)②(P.18)と同様とする。
	小地獄	②デザイン、色彩、材料 第4-2-3 園地(雲仙温泉以外)②(P.19)と同様とする。

15 博物展示施設	共通	①基本方針 ア 自然情報の提供機能を備え、自然とのふれあいを増進するための基幹施設として整備を検討する。 イ 環境教育及び情報発信基地としての機能を持つように適宜展示内容を点検し、更新に努めるものとする。
	雲仙温泉	②デザイン、色彩、材料 第4-2-3 園地（雲仙温泉）②(P.18)と同様とする。
	雲仙諏訪ノ池, 田代原	②デザイン、色彩、材料 第4-2-3 園地（雲仙温泉以外）②(P.19)と同様とする。
16 ゴルフ場	雲仙	①基本方針 雲仙ゴルフ場は我が国で最初のパブリックコースとしての由緒を尊重し、適切な維持管理に努めるものとする。 ②附帯施設 クラブハウス等のデザイン、色彩及び材料は第4-2-3 園地（雲仙温泉）②(P.18)と同様とする。

第5 地域の開発、整備に関する事項

1 自然公園施設

雲仙地域は、古くから利用施設の整備が行われてきており、公園計画書に記載された利用施設の大部分が整備されているものの、老朽化が目立っている。また、雲仙普賢岳の噴火活動により荒廃した施設が見られ、自然公園の利用にも変化が生じている。

このため、前記第4－2公園事業取扱方針に基づき、雲仙一帯の自然環境の修復と、人と自然とのふれあいの場づくりを目指し、関係機関と協力して自然公園施設の整備を検討するものとする。

また、既存施設の良い維持に留意する。特に、雲仙温泉集団施設地区は、地獄現象による硫気や地熱により施設が傷みやすいため、常々その補修又は更新を行い施設の快適化と共に安全確保を図る必要がある。

さらに、施設を積極的にバリアフリー化するよう努める。解説板、標識等の標示については、わかりやすい手法を創意工夫することとし、外国人利用者に対応してできる限り英文等を併記するものとする。

(1) 雲仙温泉集団施設地区

雲仙プラン50（資料3）に基づき、歩いて楽しい街づくりを目指した施設整備及び管理運営を行う。

その他、次の方針により整備を検討する。

- ①「雲仙お山の情報館」は、主要滞在拠点である雲仙温泉における自然ふれあい拠点及び島原半島全体の情報提供拠点としての機能を併せ持つ施設として管理運営を行う。
- ②雲仙お山の情報館別館については、「雲仙お山の情報館」を補完する施設として機能させる。
- ③地獄地帯の安全柵や歩道は、噴気により破損、陥没しやすいので、随時点検を行うとともに、補修、更新を検討する。
- ④温泉パイプを整理するには共同溝方式等が考えられるが、整理のための方策を検討する。
- ⑤自然に親しむ運動を中心とした利用者指導の拠点として、魅力ある自然観察等の場づくりに努める。
- ⑥原生沼は湿性植物観察の適地であるが、乾燥化が進んできているため、保護対策について検討する。

(2) 雲仙諏訪ノ池集団施設地区

諏訪の池の開放的景観と調和のとれた明るい雰囲気施設の施設とする。その他、次の方針により整備を検討する。

- ①雲仙諏訪の池ビジターセンターを利用者指導の拠点とし、星空観察等の魅力づくりに努める。
- ②雲仙諏訪ノ池集団施設地区への誘導及び当区域内のサインを検討し、標識類の適切な整備を検討する。
- ③野営場内の施設は、老朽化しているものが多いため再整備を検討する。

(3) 単独施設

雲仙プラン50（資料3）等に基づく整備を行う。その他、次の方針により整備を検討する。

- ①雲仙温泉集団施設地区周辺に位置する園地について、人工林を自然林に転換しつつ、既存自然林の修復を行う。
- ②論所原野営場及び園地について、自然環境の保全に配慮しつつ計画的な整備を検討する。

（4）道路（歩道）

自然に親しむ運動等の活動を考慮し、半島内の各地から雲仙山上へと至る既存歩道のネットワークの点検、又は新設を検討する。また、老朽化した歩道については再整備を進めるとともに、腐食、破損、あるいは退色した解説板、標識等はすみやかに補修又は更新する。

今後は自然研究路的な性格を持った歩道についても検討していくこととし、自然解説方法を工夫した施設等を配置する。ただし、一箇所での解説版、標識類の乱立は避けるものとする。

また、雲仙には野鳥の水場が少ないため、あざみ谷周辺に水場を整備しているが、老朽化したもの等について再整備を行うとともに適切に管理する。

2 その他の施設

国立公園事業以外の一般の施設については、以下のとおりとする。

（1）雲仙温泉集団施設地区

- ①古湯地区及び寺の馬場地区等の商店街や住宅地については、安全かつ快適な環境の確保に努める。
- ②安全で快適な国立公園の利用を図るため古湯地区については歩道の確保を図る。
- ③良好な街並み景観を形成するため、交通安全標識や信号機等の表示板の裏側や支柱の色彩について茶褐色とするなど、周辺の自然環境と調和するよう指導に努める。

3 一般公共施設

公共事業については、円滑な事業の推進を図るため、以下のとおり取り扱う。

ア 各種5ヶ年計画等の長期計画については、計画段階から情報の収集及び内容の把握に努め、事前の調整を図る。

イ 地域の生活及び産業の基盤となる道路等の公共事業と国立公園行政との調整を有効かつ円滑に進めるために、下記の手順に沿って事前に県及び市町村の公共事業担当部局と九州地方環境事務所との間で事業内容の調整を図る。

<事前調整手順>

- ① 事前調整の対象となる公共事業は、次年度に実施が見込まれている事業で自然公園法の手続きを必要とするものとする。
- ② 九州地方環境事務所は、県の自然公園担当部局を通じ公共事業担当部局に対して、次年度の事業計画について照会し、回答を得る。
- ③ 九州地方環境事務所は、事業計画を審査し、必要に応じてヒアリングを実施す

る等、公園計画との調整を図る。

- ④ 公園事業として実施する道路等の事業で、公園事業の決定若しくは変更を必要とするものについては、中央環境審議会に諮問する必要があることから、早めに調整を行い、所定の手続を進める。

ウ 各種公共事業の実施に当たっては、必要に応じ自然環境影響調査を行うよう指導する。

第6 土地及び事業施設の管理に関する事項

1 国有財産の管理

雲仙地域の環境省所管の国有財産は次のようなものがある。

（雲仙温泉集団施設地区）

土地	雲仙温泉	18.3ha
	白雲の池	4.9ha
	合計	23.2ha

建物 雲仙お山の情報館、雲仙お山の情報館別館、足湯広場、野営場セントラルロッジ、公衆便所、炊事棟、休憩舎、自然保護官事務所及び附帯施設

（雲仙諏訪ノ池集団施設地区）

（土地 70.1ha （うち水面32.2ha）を雲仙市より借地。）

建物 ビジターセンター、野営場管理棟、休憩舎、炊事棟、公衆便所等

（垂木台地区）

土地 4.8ha

建物 平成新山ネイチャーセンター

雲仙温泉集団施設地区の所管地の一部は、旅館、ホテル等の宿泊施設や熱源の用地として土地の使用許可をしている。

所管地の使用については、民間の新規の宿泊施設等には原則として許可しない。なお、熱源についても、雲仙地獄の再整備方針ができるまで新たには許可しないものとする。

また、雲仙地獄内での温泉卵の販売や写真撮影について営業許可（温泉卵の販売2件、写真撮影6件）を行っている。営業許可については、現在許可を受けているもの一代限りとし、新たには許可しない。

2 財団法人自然公園財団事業

当財団雲仙支部は、昭和55年4月に設立され、駐車場の利用協力金等を財源に、美化清掃、公園施設の管理や軽微な補修を行っている。また「雲仙お山の情報館運営協議会」及び「雲仙天草国立公園雲仙地域パークボランティアの会」の事務局となっており、月1回国立公園機関紙「雲仙の窓」を発行している。

これらの事業が適切に行われるよう指導する。

3 財団法人休暇村協会事業

雲仙諏訪ノ池国民休暇村は昭和49年に設置され、休暇村協会が宿舎を運営するとともに、国民休暇村内施設の管理、美化清掃、軽微な補修及び自然とふれあう活動を行っている。

これらの事業が適切に行われるよう指導する。

4 その他の事業施設の管理

国立公園事業施設にあっては、それぞれの施設管理者において利用者が安全で快適に利用できるよう努めるよう指導する。

第7 利用者の指導等に関する事項

1 自然解説に関する事項

(1) 自然とふれあう活動

自然とふれあう活動（自然と親しむ運動、みどりの日の集い等）としては、関係機関と協力して自然観察会やビジターセンターでの解説のほか、歴史、文化等も適宜加えて計画する。

自然解説等については、ボランティアを積極的に活用するものとし、そのための体制を整備する。

(2) ビジターセンター

ア 雲仙お山の情報館及び雲仙お山の情報館別館

雲仙お山の情報館を雲仙地域の自然、文化、歴史に関する情報サービス、自然解説等の拠点として位置づけ、特に島原半島における火山と温泉について学習できる展示を充実する。雲仙お山の情報館別館は、その補完的役割を担う施設とする。また、雲仙お山の情報館運営協議会による活動をさらに充実させる。

イ 雲仙諏訪の池ビジターセンター

雲仙諏訪の池ビジターセンターを島原半島南部の自然、天文に特化した情報サービス、自然解説等の拠点として位置づける。

雲仙諏訪の池ビジターセンターのイベントとして、天体観察会及び自然観察会を開催する。

(3) 雲仙天草国立公園雲仙地域パークボランティア

（資料5 雲仙天草国立公園雲仙地域パークボランティア活動要綱）

雲仙天草国立公園雲仙地域パークボランティアは、当地域の快適利用等を目的に平成元年に設置され、次の活動を行っている。今後も活動を積極的に支援する。

- ① 自然解説等利用者指導
- ② 美化清掃及び自然環境の保全活動
- ③ 自然、歴史等に関する調査、記録
- ④ その他国立公園の管理に関すること

(4) パンフレット類の整備

現在ルート別、テーマ別のリーフレットがあるが、さらに魅力のあるパンフレット類を整備する。また、歩道との一体利用（セルフガイド）ができるパンフレット等も作成する。

(5) 拠点施設のネットワーク

雲仙お山の情報館、雲仙諏訪の池ビジターセンター、平成新山ネイチャーセンター及び田代原トレイルセンター等各拠点施設で島原半島全体の情報を入手できるようネットワーク化を図る。

2 利用者の誘導、規制

(1) 雲仙地獄における安全対策

地獄の地熱や硫化水素による危険を避けるため、歩道以外は立入禁止とする。安全柵や歩道は随時点検を行い事故防止に配慮する。

(2) キャンプの規制

キャンプ場は既存の白雲ノ池、諏訪ノ池、田代原及び論所原の4箇所のみとする。キャンプ場指定地以外での野営は禁止する。

(3) 交通規制

春のミヤマキリシマ、秋の紅葉シーズンには、仁田峠有料道路と国道との分岐点で交通規制を行うことを検討する。

(4) 釣りのマナー徹底

諏訪ノ池、鴛鴦ノ池及び白雲ノ池は野鳥が多数飛来、生息する場所であることから釣り人に対し、釣り糸の放置、ゴミの投棄、まき餌の過剰散布等を行わないよう、大畑水利組合等の協力を得て指導する。

3 快適な利用の維持対策

(1) 客引き行為

雲仙温泉街での客引き行為は、交通安全上、国立公園の快適な利用上問題が多いので、その対策について関係機関と協議する。

(2) 立ち売り行為

仁田峠、池の原、雲仙温泉街等で立ち売り行為がある。国立公園の快適な利用や、美観上問題があるので整理する方向で関係者と協議する。

第8 地域の美化修景に関する事項

1 美化清掃計画

利用者のゴミ持ち帰り運動の強化と清掃活動を推進するため、財団法人自然公園財団、雲仙を美しくする会等を指導する。また、関係団体との協力により、春の山開き、秋の山閉じや自然公園クリーンデー等の行事を推進する。

2 美観の維持

雲仙温泉集団施設地区については、町並景観を維持するため看板類、旗、のぼり、自動販売機など美観を損ねているものの整理を関係者の協力を得て行う。

3 修景緑化

修景緑化は、原則として郷土種と同種の樹木によるものとする。また、標高の高い場所の人工林についてはスギ、ヒノキから当地域に自生する広葉樹への樹種転換を進めるため、関係機関に要請する。

4 その他

視界が開けている公園事業道路及び展望地からの展望を維持できるように努める。

第9 噴火への対応に関する事項

普賢岳の噴火により、火口周辺から山麓にかけての地形や植生に大きな変化が生じているため、次の方針により適切に管理するものとする。

1 自然環境の変化の把握

- ①噴火による自然環境への影響について把握するとともに噴火後の自然環境の変化について継続的把握に努める。
- ②特定の植物等については、原則として自然の遷移を見守ることとするが、人為による保護の必要がある場合は専門家の助言を得ながら保護の是非、方法等を検討する。なお、被害を受けた人工林については、できる限り当地域に自生する広葉樹への樹種転換を進めるよう、関係機関に要請する。

2 利用施設の安全対策

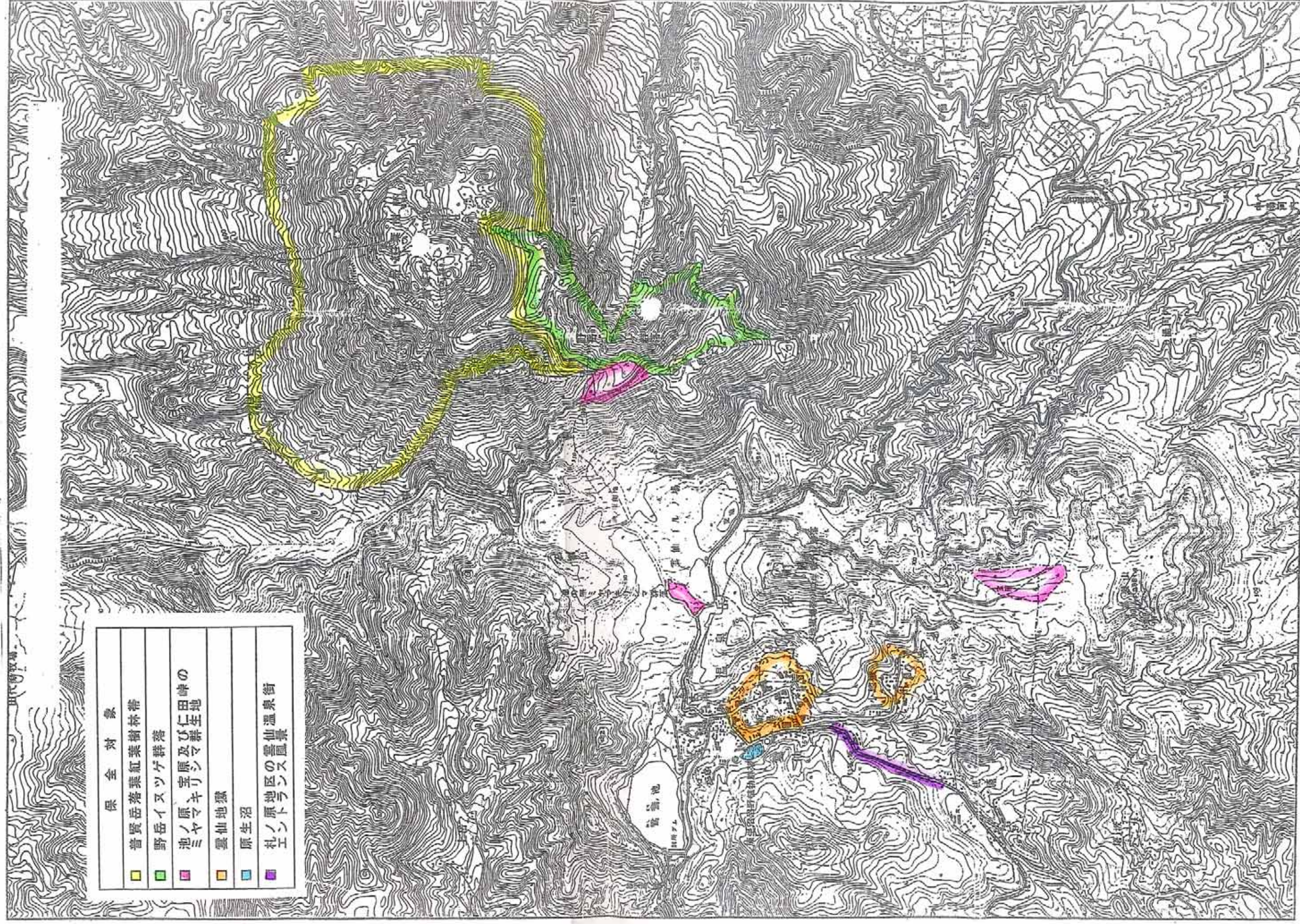
各利用施設の安全が確保されるよう事業者を指導する。

3 火山に関する解説活動

噴火を含めた火山活動について、利用者に正しい知識を伝えるため、ビジターセンター等における解説活動をさらに充実させる。

雲仙天草国立公園(雲仙地域)管理計画区



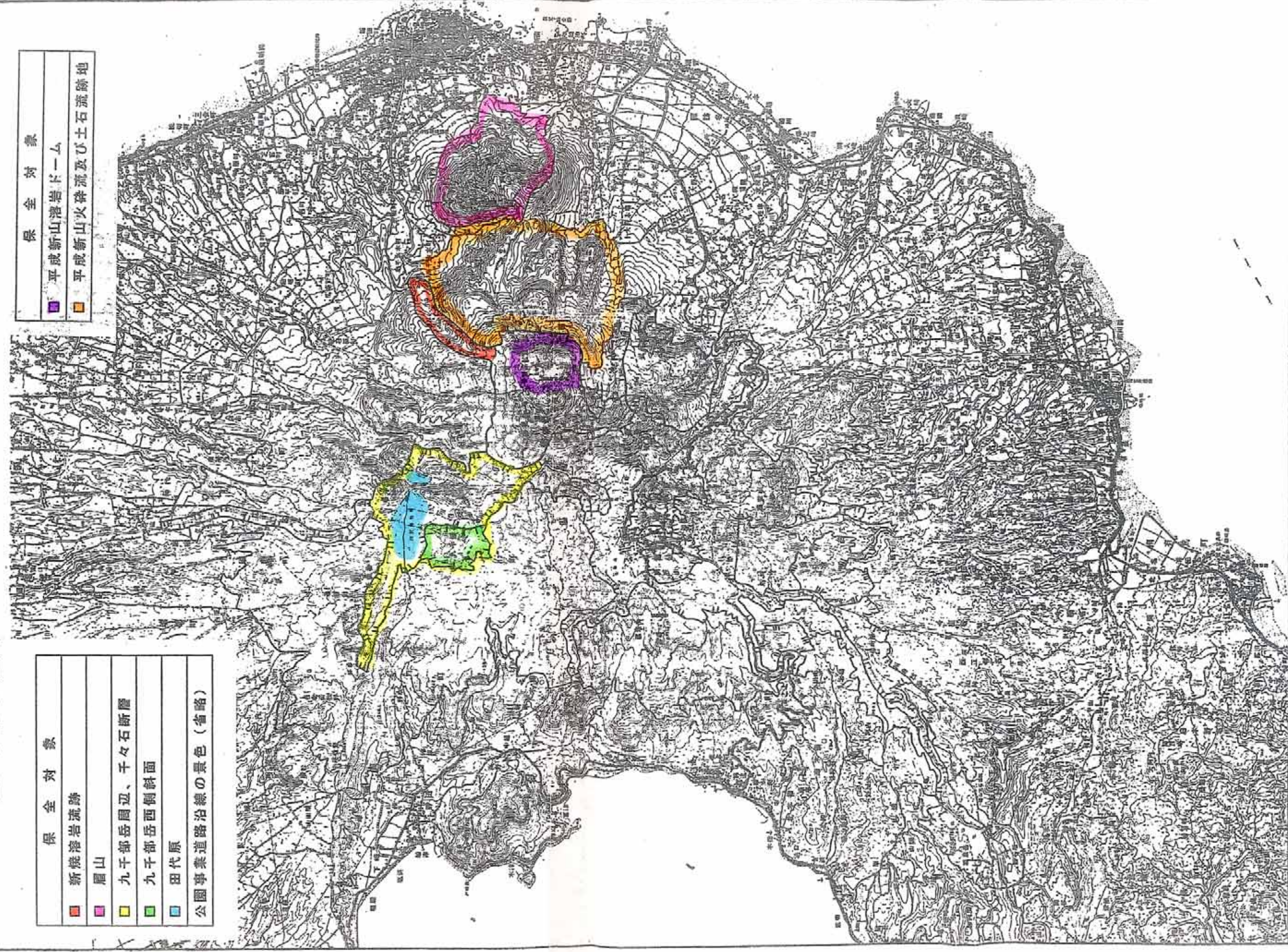


保全対象

■	新焼溶岩流跡
■	眉山
■	九千部岳周辺、千々石断層
■	九千部岳西側斜面
■	田代原
公園事業道路沿線の景色(省略)	

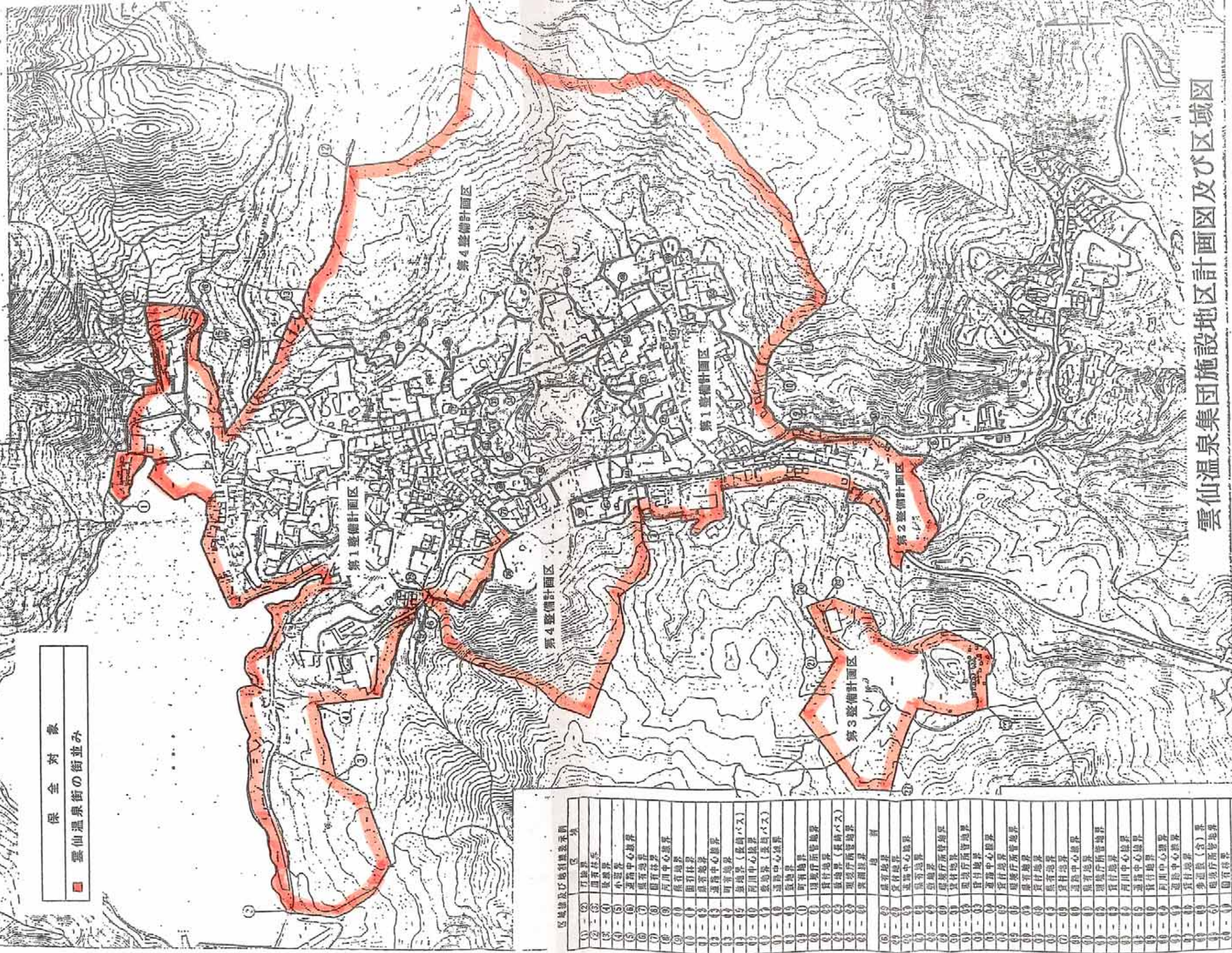
保全対象

■	平成新山溶岩ドーム
■	平成新山火砕流及び土石流跡地



雲仙温泉集団施設地区計画図

保全対象
雲仙温泉街の街並み



雲仙温泉集団施設地区計画図及び区域図

区域境界及び地割線表示例

区			区		
(1) - (2)	石地界	① - ②	石地界	① - ②	石地界
(2) - (3)	道有地界	② - ③	道有地界	② - ③	道有地界
(3) - (4)	敷地界	③ - ④	敷地界	③ - ④	敷地界
(4) - (5)	小道界	④ - ⑤	小道界	④ - ⑤	小道界
(5) - (6)	道路中心線界	⑤ - ⑥	道路中心線界	⑤ - ⑥	道路中心線界
(6) - (7)	泉有地界	⑥ - ⑦	泉有地界	⑥ - ⑦	泉有地界
(7) - (8)	園有地界	⑦ - ⑧	園有地界	⑦ - ⑧	園有地界
(8) - (9)	河川中心線界	⑧ - ⑨	河川中心線界	⑧ - ⑨	河川中心線界
(9) - (10)	泉有地界	⑨ - ⑩	泉有地界	⑨ - ⑩	泉有地界
(10) - (11)	園有地界	⑩ - ⑪	園有地界	⑩ - ⑪	園有地界
(11) - (12)	敷地界	⑪ - ⑫	敷地界	⑪ - ⑫	敷地界
(12) - (13)	道路中心線界	⑫ - ⑬	道路中心線界	⑫ - ⑬	道路中心線界
(13) - (14)	可寄地界	⑬ - ⑭	可寄地界	⑬ - ⑭	可寄地界
(14) - (15)	敷地界 (長崎バス)	⑭ - ⑮	敷地界 (長崎バス)	⑭ - ⑮	敷地界 (長崎バス)
(15) - (16)	所川中心線界	⑮ - ⑯	所川中心線界	⑮ - ⑯	所川中心線界
(16) - (17)	敷地界 (長崎バス)	⑯ - ⑰	敷地界 (長崎バス)	⑯ - ⑰	敷地界 (長崎バス)
(17) - (18)	道路中心線界	⑰ - ⑱	道路中心線界	⑰ - ⑱	道路中心線界
(18) - (19)	敷地界	⑱ - ⑲	敷地界	⑱ - ⑲	敷地界
(19) - (20)	可寄地界	⑲ - ⑳	可寄地界	⑲ - ⑳	可寄地界
(20) - (21)	現地所管地界	⑳ - ㉑	現地所管地界	⑳ - ㉑	現地所管地界
(21) - (22)	貸付地界	㉑ - ㉒	貸付地界	㉑ - ㉒	貸付地界
(22) - (23)	敷地界 (長崎バス)	㉒ - ㉓	敷地界 (長崎バス)	㉒ - ㉓	敷地界 (長崎バス)
(23) - (24)	現地所管地界	㉓ - ㉔	現地所管地界	㉓ - ㉔	現地所管地界
(24) - (25)	河川中心線界	㉔ - ㉕	河川中心線界	㉔ - ㉕	河川中心線界
(25) - (26)	泉有地界	㉕ - ㉖	泉有地界	㉕ - ㉖	泉有地界
(26) - (27)	園有地界	㉖ - ㉗	園有地界	㉖ - ㉗	園有地界
(27) - (28)	敷地界	㉗ - ㉘	敷地界	㉗ - ㉘	敷地界
(28) - (29)	可寄地界	㉘ - ㉙	可寄地界	㉘ - ㉙	可寄地界
(29) - (30)	敷地界	㉙ - ㉚	敷地界	㉙ - ㉚	敷地界
(30) - (31)	泉有地界	㉚ - ㉛	泉有地界	㉚ - ㉛	泉有地界
(31) - (32)	園有地界	㉛ - ㉜	園有地界	㉛ - ㉜	園有地界
(32) - (33)	道路中心線界	㉜ - ㉝	道路中心線界	㉜ - ㉝	道路中心線界
(33) - (34)	可寄地界	㉝ - ㉞	可寄地界	㉝ - ㉞	可寄地界
(34) - (35)	敷地界	㉞ - ㉟	敷地界	㉞ - ㉟	敷地界
(35) - (36)	泉有地界	㉟ - ㊱	泉有地界	㉟ - ㊱	泉有地界
(36) - (37)	園有地界	㊱ - ㊲	園有地界	㊱ - ㊲	園有地界
(37) - (38)	敷地界	㊲ - ㊳	敷地界	㊲ - ㊳	敷地界
(38) - (39)	道路中心線界	㊳ - ㊴	道路中心線界	㊳ - ㊴	道路中心線界
(39) - (40)	可寄地界	㊴ - ㊵	可寄地界	㊴ - ㊵	可寄地界
(40) - (41)	敷地界	㊵ - ㊶	敷地界	㊵ - ㊶	敷地界
(41) - (42)	泉有地界	㊶ - ㊷	泉有地界	㊶ - ㊷	泉有地界
(42) - (43)	園有地界	㊷ - ㊸	園有地界	㊷ - ㊸	園有地界
(43) - (44)	敷地界	㊸ - ㊹	敷地界	㊸ - ㊹	敷地界
(44) - (45)	道路中心線界	㊹ - ㊺	道路中心線界	㊹ - ㊺	道路中心線界
(45) - (46)	可寄地界	㊺ - ㊻	可寄地界	㊺ - ㊻	可寄地界
(46) - (47)	敷地界	㊻ - ㊼	敷地界	㊻ - ㊼	敷地界
(47) - (48)	泉有地界	㊼ - ㊽	泉有地界	㊼ - ㊽	泉有地界
(48) - (49)	園有地界	㊽ - ㊾	園有地界	㊽ - ㊾	園有地界
(49) - (50)	敷地界	㊾ - ㊿	敷地界	㊾ - ㊿	敷地界
(50) - (51)	道路中心線界	㊿ - ①	道路中心線界	㊿ - ①	道路中心線界
(51) - (52)	可寄地界	① - ②	可寄地界	① - ②	可寄地界
(52) - (53)	敷地界	② - ③	敷地界	② - ③	敷地界
(53) - (54)	泉有地界	③ - ④	泉有地界	③ - ④	泉有地界
(54) - (55)	園有地界	④ - ⑤	園有地界	④ - ⑤	園有地界
(55) - (56)	敷地界	⑤ - ⑥	敷地界	⑤ - ⑥	敷地界
(56) - (57)	道路中心線界	⑥ - ⑦	道路中心線界	⑥ - ⑦	道路中心線界
(57) - (58)	可寄地界	⑦ - ⑧	可寄地界	⑦ - ⑧	可寄地界
(58) - (59)	敷地界	⑧ - ⑨	敷地界	⑧ - ⑨	敷地界
(59) - (60)	泉有地界	⑨ - ⑩	泉有地界	⑨ - ⑩	泉有地界
(60) - (61)	園有地界	⑩ - ⑪	園有地界	⑩ - ⑪	園有地界
(61) - (62)	敷地界	⑪ - ⑫	敷地界	⑪ - ⑫	敷地界
(62) - (63)	道路中心線界	⑫ - ⑬	道路中心線界	⑫ - ⑬	道路中心線界
(63) - (64)	可寄地界	⑬ - ⑭	可寄地界	⑬ - ⑭	可寄地界
(64) - (65)	敷地界	⑭ - ⑮	敷地界	⑭ - ⑮	敷地界
(65) - (66)	泉有地界	⑮ - ⑯	泉有地界	⑮ - ⑯	泉有地界
(66) - (67)	園有地界	⑯ - ⑰	園有地界	⑯ - ⑰	園有地界
(67) - (68)	敷地界	⑰ - ⑱	敷地界	⑰ - ⑱	敷地界
(68) - (69)	道路中心線界	⑱ - ⑲	道路中心線界	⑱ - ⑲	道路中心線界
(69) - (70)	可寄地界	⑲ - ⑳	可寄地界	⑲ - ⑳	可寄地界
(70) - (71)	敷地界	⑳ - ㉑	敷地界	⑳ - ㉑	敷地界
(71) - (72)	泉有地界	㉑ - ㉒	泉有地界	㉑ - ㉒	泉有地界
(72) - (73)	園有地界	㉒ - ㉓	園有地界	㉒ - ㉓	園有地界
(73) - (74)	敷地界	㉓ - ㉔	敷地界	㉓ - ㉔	敷地界
(74) - (75)	道路中心線界	㉔ - ㉕	道路中心線界	㉔ - ㉕	道路中心線界
(75) - (76)	可寄地界	㉕ - ㉖	可寄地界	㉕ - ㉖	可寄地界
(76) - (77)	敷地界	㉖ - ㉗	敷地界	㉖ - ㉗	敷地界
(77) - (78)	泉有地界	㉗ - ㉘	泉有地界	㉗ - ㉘	泉有地界
(78) - (79)	園有地界	㉘ - ㉙	園有地界	㉘ - ㉙	園有地界
(79) - (80)	敷地界	㉙ - ㉚	敷地界	㉙ - ㉚	敷地界
(80) - (81)	道路中心線界	㉚ - ㉛	道路中心線界	㉚ - ㉛	道路中心線界
(81) - (82)	可寄地界	㉛ - ㉜	可寄地界	㉛ - ㉜	可寄地界
(82) - (83)	敷地界	㉜ - ㉝	敷地界	㉜ - ㉝	敷地界
(83) - (84)	泉有地界	㉝ - ㉞	泉有地界	㉝ - ㉞	泉有地界
(84) - (85)	園有地界	㉞ - ㉟	園有地界	㉞ - ㉟	園有地界
(85) - (86)	敷地界	㉟ - ㊱	敷地界	㉟ - ㊱	敷地界
(86) - (87)	道路中心線界	㊱ - ㊲	道路中心線界	㊱ - ㊲	道路中心線界
(87) - (88)	可寄地界	㊲ - ㊳	可寄地界	㊲ - ㊳	可寄地界
(88) - (89)	敷地界	㊳ - ㊴	敷地界	㊳ - ㊴	敷地界
(89) - (90)	泉有地界	㊴ - ㊵	泉有地界	㊴ - ㊵	泉有地界
(90) - (91)	園有地界	㊵ - ㊶	園有地界	㊵ - ㊶	園有地界
(91) - (92)	敷地界	㊶ - ㊷	敷地界	㊶ - ㊷	敷地界
(92) - (93)	道路中心線界	㊷ - ㊸	道路中心線界	㊷ - ㊸	道路中心線界
(93) - (94)	可寄地界	㊸ - ㊹	可寄地界	㊸ - ㊹	可寄地界
(94) - (95)	敷地界	㊹ - ㊺	敷地界	㊹ - ㊺	敷地界
(95) - (96)	泉有地界	㊺ - ㊻	泉有地界	㊺ - ㊻	泉有地界
(96) - (97)	園有地界	㊻ - ㊼	園有地界	㊻ - ㊼	園有地界
(97) - (98)	敷地界	㊼ - ㊽	敷地界	㊼ - ㊽	敷地界
(98) - (99)	道路中心線界	㊽ - ㊾	道路中心線界	㊽ - ㊾	道路中心線界
(99) - (100)	可寄地界	㊾ - ㊿	可寄地界	㊾ - ㊿	可寄地界
(100) - (101)	敷地界	㊿ - ①	敷地界	㊿ - ①	敷地界
(101) - (102)	泉有地界	① - ②	泉有地界	① - ②	泉有地界
(102) - (103)	園有地界	② - ③	園有地界	② - ③	園有地界
(103) - (104)	敷地界	③ - ④	敷地界	③ - ④	敷地界
(104) - (105)	道路中心線界	④ - ⑤	道路中心線界	④ - ⑤	道路中心線界
(105) - (106)	可寄地界	⑤ - ⑥	可寄地界	⑤ - ⑥	可寄地界
(106) - (107)	敷地界	⑥ - ⑦	敷地界	⑥ - ⑦	敷地界
(107) - (108)	泉有地界	⑦ - ⑧	泉有地界	⑦ - ⑧	泉有地界
(108) - (109)	園有地界	⑧ - ⑨	園有地界	⑧ - ⑨	園有地界
(109) - (110)	敷地界	⑨ - ⑩	敷地界	⑨ - ⑩	敷地界
(110) - (111)	道路中心線界	⑩ - ⑪	道路中心線界	⑩ - ⑪	道路中心線界
(111) - (112)	可寄地界	⑪ - ⑫	可寄地界	⑪ - ⑫	可寄地界
(112) - (113)	敷地界	⑫ - ⑬	敷地界	⑫ - ⑬	敷地界
(113) - (114)	泉有地界	⑬ - ⑭	泉有地界	⑬ - ⑭	泉有地界
(114) - (115)	園有地界	⑭ - ⑮	園有地界	⑭ - ⑮	園有地界
(115) - (116)	敷地界	⑮ - ⑯	敷地界	⑮ - ⑯	敷地界
(116) - (117)	道路中心線界	⑯ - ⑰	道路中心線界	⑯ - ⑰	道路中心線界
(117) - (118)	可寄地界	⑰ - ⑱	可寄地界	⑰ - ⑱	可寄地界
(118) - (119)	敷地界	⑱ - ⑲	敷地界	⑱ - ⑲	敷地界
(119) - (120)	泉有地界	⑲ - ⑳	泉有地界	⑲ - ⑳	泉有地界
(120) - (121)	園有地界	⑳ - ㉑	園有地界	⑳ - ㉑	園有地界
(121) - (122)	敷地界	㉑ - ㉒	敷地界	㉑ - ㉒	敷地界
(122) - (123)	道路中心線界	㉒ - ㉓	道路中心線界	㉒ - ㉓	道路中心線界
(123) - (124)	可寄地界	㉓ - ㉔	可寄地界	㉓ - ㉔	可寄地界
(124) - (125)	敷地界	㉔ - ㉕	敷地界	㉔ - ㉕	敷地界
(125) - (126)	泉有地界	㉕ - ㉖	泉有地界	㉕ - ㉖	泉有地界
(126) - (127)	園有地界	㉖ - ㉗	園有地界	㉖ - ㉗	園有地界
(127) - (128)	敷地界	㉗ - ㉘	敷地界	㉗ - ㉘	敷地界
(128) - (129)	道路中心線界	㉘ - ㉙	道路中心線界	㉘ - ㉙	道路中心線界
(129) - (130)	可寄地界	㉙ - ㉚	可寄地界	㉙ - ㉚	可寄地界
(130) - (131)	敷地界	㉚ - ㉛	敷地界	㉚ - ㉛	敷地界
(131) - (132)	泉有地界	㉛ - ㉜	泉有地界	㉛ - ㉜	泉有地界
(132) - (133)	園有地界	㉜ - ㉝	園有地界	㉜ - ㉝	園有地界
(133) - (134)	敷地界	㉝ - ㉞	敷地界	㉝ - ㉞	敷地界
(134) - (135)	道路中心線界	㉞ - ㉟	道路中心線界	㉞ - ㉟	道路中心線界
(135) - (136)	可寄地界	㉟ - ㊱	可寄地界	㉟ - ㊱	可寄地界
(136) - (137)	敷地界	㊱ - ㊲	敷地界	㊱ - ㊲	敷地界
(137) - (138)	泉有地界	㊲ - ㊳	泉有地界	㊲ - ㊳	泉有地界
(138) - (139)	園有地界	㊳ - ㊴	園有地界	㊳ - ㊴	園有地界
(139) - (140)	敷地界	㊴ - ㊵	敷地界	㊴ - ㊵	敷地界
(140) - (141)	道路中心線界	㊵ - ㊶	道路中心線界	㊵ - ㊶	道路中心線界
(141) - (142)	可寄地界	㊶ - ㊷	可寄地界	㊶ - ㊷	可寄地界
(142) - (143)	敷地界	㊷ - ㊸	敷地界	㊷ - ㊸	敷地界
(143) - (144)	泉有地界	㊸ - ㊹	泉有地界	㊸ - ㊹	泉有地界
(144) - (145)	園有地界	㊹ - ㊺	園有地界	㊹ - ㊺	園有地界
(145) - (146)	敷地界	㊺ - ㊻	敷地界	㊺ - ㊻	敷地界
(146) - (147)	道路中心線界	㊻ - ㊼	道路中心線界	㊻ - ㊼	道路中心線界
(147) - (148)	可寄地界	㊼ - ㊽	可寄地界	㊼ - ㊽	可寄地界
(148) - (149)	敷地界	㊽ - ㊾	敷地界	㊽ - ㊾	敷地界
(149) - (150)	泉有地界	㊾ - ㊿	泉有地界	㊾ - ㊿	泉有地界
(150) - (151)	園有地界	㊿ - ①	園有地界	㊿ - ①	園有地界
(151) - (152)	敷地界	① - ②	敷地界	① - ②	敷地界
(152) - (153)	道路中心線界	② - ③	道路中心線界	② - ③	道路中心線界
(153) - (154)	可寄地界	③ - ④	可寄地界	③ - ④	可寄地界
(154) - (155)	敷地界	④ - ⑤	敷地界	④ - ⑤	敷地界
(155) - (156)	泉有地界	⑤ - ⑥	泉有地界	⑤ - ⑥	泉有地界
(156) - (157)	園有地界	⑥ - ⑦	園有地界	⑥ - ⑦	園有地界
(157) - (158)	敷地界	⑦ - ⑧	敷地界	⑦ - ⑧	敷地界
(158) - (159)	道路中心線界	⑧ - ⑨	道路中心線界	⑧ - ⑨	道路中心線界
(159) - (160)	可寄地界	⑨ - ⑩	可寄地界	⑨ - ⑩	可寄地界
(160) - (161)	敷地界	⑩ - ⑪	敷地界	⑩ - ⑪	敷地界
(161) - (162)	泉有地界	⑪ - ⑫	泉有地界	⑪ - ⑫	泉有地界
(162) - (163)	園有地界	⑫ - ⑬	園有地界	⑫ - ⑬	園有地界
(163) - (164)	敷地界	⑬ - ⑭	敷地界	⑬ - ⑭	敷地界
(164) - (165)	道路中心線界	⑭ - ⑮	道路中心線界	⑭ - ⑮	道路中心線界
(165) - (166)	可寄地界	⑮ - ⑯	可寄地界	⑮ - ⑯	可寄地界
(166) - (167)	敷地界	⑯ - ⑰	敷地界	⑯ - ⑰	敷地界
(167) - (168)	泉有地界	⑰ - ⑱	泉有地界	⑰ - ⑱	泉有地界
(168) - (169)	園有地界	⑱ - ⑲	園有地界	⑱ - ⑲	園有地界
(169) - (170)	敷地界	⑲ - ⑳	敷地界	⑲ - ⑳	敷地界
(170) - (171)	道路中心線界	⑳ - ㉑	道路中心線界	⑳ - ㉑	道路中心線界
(171) - (172)	可寄地界	㉑ - ㉒	可寄地界	㉑ - ㉒	可寄地界
(172) - (173)	敷地界	㉒ - ㉓	敷地界	㉒ - ㉓	敷地界
(173) - (174)	泉有地界	㉓ - ㉔	泉有地界	㉓ - ㉔	泉有地界
(174) - (175)	園有地界	㉔ - ㉕	園有地界	㉔ - ㉕	園有地界
(175) - (176)	敷地界	㉕ - ㉖	敷地界	㉕ - ㉖	敷地界
(176) - (177)	道路中心線界	㉖ - ㉗	道路中心線界	㉖ - ㉗	道路中心線界
(177) - (178)	可寄地界	㉗ - ㉘	可寄地界	㉗ - ㉘	可寄地界
(178) - (179)	敷地界	㉘ - ㉙	敷地界	㉘ - ㉙	敷地界
(179) - (180)	泉有地界	㉙ - ㉚	泉有地界	㉙ - ㉚	泉有地界
(180) - (181)	園有地界	㉚ - ㉛	園有地界	㉚ - ㉛	園有地界

雲仙プラン 50（抜粋）

1983 年 3 月

雲仙プラン 50 策定委員会

国立公園雲仙は、昭和 59 年に、国立公園指定 50 周年を迎える。恵まれた自然・温泉・数奇な歴史・そして官民一体となった地域づくりにより、雲仙は繁栄の道をたどってきたが、半世紀の歴史の中で今、国内観光の全面的な不振と、様相の変化という潮流に、雲仙もまた、これまでの大きな設備の蓄積をかかえながら、明日を求めて模索している。

観光の基本は、環境と設備である。

幸いに雲仙には、恵まれた自然という基盤があり、密度の高い自然公園施設と、伝統とサービスを誇るホテル・旅館というすぐれた資源がある。

日本の代表的なリゾートである雲仙は、移り変わる社会、多様化する国民のニーズ、交通の発達に伴う各個地域の立地条件と役割の変化という今日的背景の中で、やはりリゾートとして生きつづけなければならない。

この雲仙プラン 50 は、雲仙が、これからの 50 年を生きぬくための基本構想、或はアイデア集ともいうべきものである。今後具体的な行動（事業、イベント、日々の活動）に移していくためには、更に具体的な検討を重ね、一步一步努力を積みあげていかなければならない。

なお、この雲仙プラン 50 では、国立公園としての自然保護問題には、特にふれていない。これは、周囲の豊かな自然こそが観光雲仙のバックボーンであり、その保護を従前通りすすめることは、当然と考えるからである。

このレポートは、委員会での議論の要旨をとりまとめたものである。従って、ここに示された構想、書かれたスケッチ等は、委員会としてのアイデアであって、もとより関係行政機関、土地所有者をはじめとする地元関係者の合意を得たものではないことを前もってお断りしておきたい。またこのレポートの内容は、特に客としての立場から雲仙という商品を見て、より魅力的にする方法を中心にとりまとめたものである。

議論されたアイデア、提案は膨大なものであって本レポートではその一部のみを、示しているに過ぎない。全体のトーンから我々のめざすリゾート雲仙のイメージを感じとっていただければ幸いである。

なお、議論の過程で、多くの地元の皆さん、行政機関の方々に参加していただきました。

雲仙プラン 50 策定委員会

1 雲仙の魅力（省略）

2 雲仙の現況

雲仙の現況を考える時、昭和 30 年代から起った急激な変化の結果として理解しなければならない。

この 2、30 年雲仙の観光客は、飛躍的に増大した。急増期の旅行形態は、国体周遊型が主力を占めていた。これを受けて雲仙においては、昭和 30 年ごろから旅館、ホテルの増改築が急速に進み、和風又は、和洋折衷の木造建築から、中高層の鉄筋コンクリート造建築へと変貌をとげた。

内部機能充実型大型ホテル式建築となって、居住部分の内部空間が、自然領域の外部空間から遠ざけられ、窓越しに風景を見るという利用形態に変わっていく。

また、観光客の主役を占める団体周遊客の夕方到着、早朝出発というパターンが定着し、総合的観光施設型ホテルの出現と相まって、街を歩く人が少なくなり、人々は地獄と仁田峠を走り抜けていく状況が出現した。

こうした中で二度にわたる石油ショック、その後の所得の伸びの停滞、余暇の増大という現象に加え、都市住民の増大、高学歴社会の到来に伴う趣味、嗜好の多様化、海外旅行の一般化等が進むとともに、これまで見られなかった新しい観光地も出現してきた。

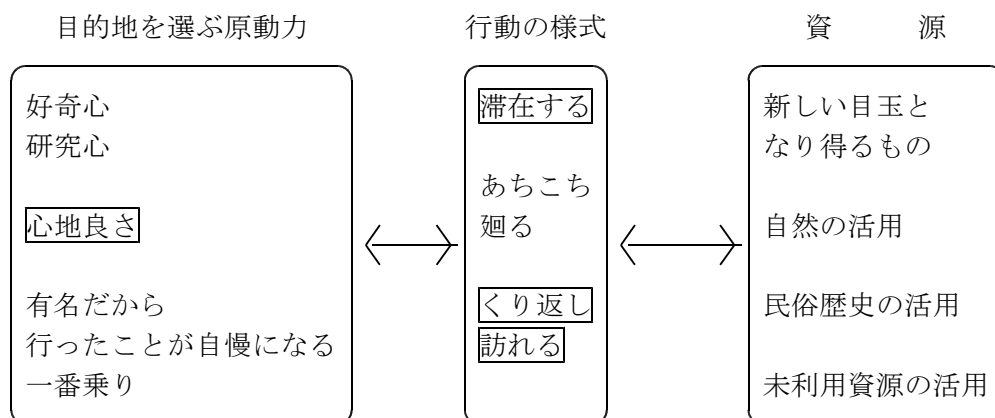
こうした状況の中で、名所型観光地、温泉型観光地として高度成長して来た雲仙は、交通費、宿泊費の増大、利用者ニーズの変化を踏まえ、地域の特性を活かす地域滞在型、時間消費型リゾートへの変化を迫られているのではないか。

人々を街へ誘い出す、街として、地域としてのパブリックスペース、さらに自然の中へ誘導するしかけが求められている。

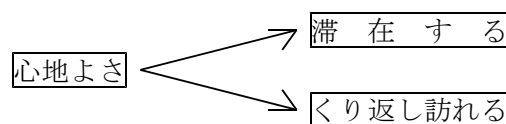
昭和 56 年 11 月 3 日、雲仙ビジターセンターがオープンし、雲仙で新しい利用者層開拓する活動がはじまった。

県営ゴルフ場での「こども自然公園大会」（昭和 57 年 8 月 22 日）はだしで遊ぼう雲仙は、イベントとしての成功もさることながら近隣の人々が雲仙に何を求めているか、またこのスペースの持つ多様性、利用価値を数えてくれたことも、また意義深いものがある。

3 観光は今



自然の豊かな恵みを資源とするリゾートにとって



状況をつくり出すことこそ息の永い安定した観光地づくりの鍵である。
雲仙もまた例外ではない。

4 雲仙プランの目標

雲仙にとって今何が必要か。

現実を先ず直視しなければならない。

そして「良さを伸ばす対策」と、「不完全のまま放置され続けてきたものに対する対策」とを、住民の総意と行動と、町・県・国が一体となって行動にうつしていかなければならない。

雲仙は商品である、という認識が必要となる。雲仙全体も、一軒の旅館も商店も商品である。如何なる顧客に如何に雲仙を買ってもらうか、楽しんでもらうかそれぞれの立場で考えなければならない。

我々は、この雲仙プラン 50 の目標として、次の 2 点を取りあげた。

(1) もう半日雲仙に、もう一度雲仙に

遠距離観光客が、あと半日滞在を延ばしたくなり、そして再び訪れたいという希望を強く抱かせること。

(2) 良い自然を多くの人に

日帰り客や一泊のレクリエーション客、すなわちローカルマーケットを重視する事により利用者の幅を広げ、シーズンオフをなくし、雲仙が県民により広く親しまれるレクリエーション地としての性格を高めること。

この 2 つの目標の実現をめざす時、ひとつにはスペースとしての対応という課題があり、ひとつにはイベント・サービス面の課題がある。

雲仙プラン 50 ではこの内特にスペースの問題を中心に検討をすすめ、5 つの戦略とそれに基づく 5 つのプロジェクトの提案をすることとした。ただこれらの戦略をさらに深め、プロジェクトの実現を図るに際し、次の点について常に認識し検討を深めることが必要であろう。

- ・雲仙にふさわしい将来の利用客層
- ・地域の宿泊規模のあり方
- ・美しい雲仙を美しく売る
- ・住む人が誇り得る街づくり
- ・雲仙を国立公園全体としてとらえ、また島原半島の観光の中心として半島全体を広くとらえて売ること。

雲仙の観光は、自然の恵み、すなわち、雄大な眺望、美しい植物や野鳥、地獄、温泉等を皆で楽しみあい、わかち合うことから始まったはずだ。ところが、今では、その自然はパック化され、内部機能充実型のホテル、旅館とセットにされて、売られている。利用者の外部空間指向、行動指向が強まる今、もう一度雲仙の資源と立地特性を生かす方策が求められている。

5 雲仙プランの戦略

何をなすべきか。

雲仙プラン 50 は明日の雲仙をめざす行動計画へ至るアイディア集である。雲仙プラン 50 は、自然の保護、施設の整備、イベントの実施、地域としてのサービスもすべてを含むものであり、地元の人々が中心となり、官民一体となって進めて行く指針である。雲仙プラン 50 の戦略として、前節の目標を達成するため短期的なものから超長期にいたるものまで含めて、次の 5 つを取りあげる。

- 戦略1 地域のパブリックスペースの拡大を図る
- 戦略2 歩いて楽しい潤いのあるスペースの整備を図る
- 戦略3 温泉地としての魅力の拡大を図る
- 戦略4 観光は地域の総合産業でなければならない
- 戦略5 旅館・ホテルは個性的であり続けなければならない

これらの戦略について、それぞれ要点を述べ、特に早急にその実施を検討すべきプロジェクトを次節に掲げた。

いつの日か、先進国首脳会議（サミット）を招致できる程の好環境の整備を目標に一步一步みつづけることとしたい。

5－1～5（省略）

6 プロジェクトの提案 めくもりとふれあいの街をめざして （各項目の内容は省略）

- プロジェクト1．メモリアルパークづくり
- プロジェクト2．歩くネットワークづくり
- プロジェクト3．街に風景を－タウンスケープづくり
- プロジェクト4．温泉館を
- プロジェクト5．島原半島との連携をすすめる

7 明日の雲仙をめざして

雲仙は四季それぞれに美しい
問題はそれをいかに楽しんでもらうかである
雲仙にはすぐれた自然と設備がある
雲仙は長崎の、日本の誇りなのだ
国立公園指定 50 周年を迎えた今こそ
雲仙プラン 50 という名の行動計画が力強く歩き出す時である。

雲仙普賢岳みどりの復元連絡会会則

(名 称)

第1条 本会は、雲仙普賢岳みどりの復元連絡会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、平成2年に噴火した雲仙普賢岳の火山活動により、多大な被害を受けた山麓部の消失した植生を復元し、緑豊かな自然環境を再生するために、関係機関が意見や情報の交換等を行うことにより、有機的な連携を図りつつ所要の事業を推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を実施する。

- (1) 植生復元に関する情報交換、連絡調整。
- (2) 植生復元に関する学識経験者・民間団体等との情報交換の開催。
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(組 織)

第4条 本会は、下記の関係行政機関をもって組織する。

- ・国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所
- ・林野庁九州森林管理局長崎森林管理署
- ・環境省自然環境局九州地区自然保護事務所雲仙自然保護官事務所
- ・長崎県土木部砂防課、県民生活環境部自然保護課、島原振興局、雲仙公園事務所
- ・島原市、深江町、有明町、小浜町

2 本会に、必要があれば関係者を呼ぶことができる。

(事務局)

第5条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は環境省自然環境局九州地区自然保護事務所雲仙自然保護官事務所に置く。

(その他)

第6条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会員間の協議により定める。

(付 則)

この会則は、平成10年10月6日より施行する。

平成11年1月8日 一部変更（有明町、小浜町が入会）

平成11年8月3日 一部変更（林野庁長崎森林管理署、長崎県自然保護課の組織名称変更に伴う変更）

平成13年3月15日 一部変更（省庁再編に伴う変更）

平成16年2月23日 一部変更（組織名変更に伴う変更）

平成17年2月10日 一部変更（長崎県農林部林務課が脱退）

建設省雲仙復興工事事務所－国土交通省雲仙復興事務所

時 期	場 所	内 容	樹 種	対 象 者
平成11年1、2月、 平成13～17年2月	島原市上折橋町 (千本木1号砂防ダ ム右岸袖部)	「卒業の森づくり」 島原半島内10高校の卒業生 による記念植樹	クヌギ、モチノキ、 ツツジ、マユミ、カ シ他	雲仙100年の森づくりの会 島原半島内10高校
平成11年3月	島原市鎌田町 (水無川導流堤R3～ R4のラップ部)	安中三角高上げ地帯に現存 する樹木を地元住民代表によ る「ふるさとの森」への移植及 び植樹	クヌギ、モチノキ、 ツツジ他	地元住民
平成11年4月	深江町 (大野木場小学校被 災舎)	被災校舎周辺樹林帯への記 念植樹	クヌギ、モチノキ、 ツツジ他	地元住民 地元小学生
平成12年4月、 平成13年2月	島原市鎌田町 (水無川導流堤)	「島原第5小学校新1年生記念 植樹」	ウメ	安中地区町内会連絡協議会
平成12年10月	島原市上折橋町 (千本木1号砂防ダ ム右岸袖部)	「災害ボランティア記念植樹」	サルスベリ、モミ ジ、マユミ、ネズミ モチ他	島原ボランティア協議会
平成12年11月	水無川導流堤	「噴火10年復興記念植樹」	クヌギ、キンモクセ イ、シラカシ、サル スベリ他	安中地区まちづくり推進協議 会
平成12～14年11月	水無川2号砂防ダム 袖部	「雲仙普賢岳フェスティバル」 雲仙復興ウォッチング参加者 による植樹	ソメイヨシノ	雲仙普賢岳フェスティバル実 行委員会
平成12年12月	島原市上折橋町 (千本木1号砂防ダ ム右岸袖部)	「島原第5小学校3年生の社 会見学」の一環	クヌギ、サザンカ、 ネズミモチ、ヤマボ ウシ、ユズリハ他	島原ボランティア協議会
平成13～16年7月	千本木地区	「タブノキの種まき大会」	タブノキ、ヤマモ モ、ムクロジ	ふるさとの木による森づくり ネットワーク島原 国土交通省雲仙復興事務所
平成13年9月	旧大野木場小学校	「大野木場メモリアルデー」校 庭で在校生による植樹	クヌギ、サザンカ、 ネズミモチ、ヤマボ ウシ、ユズリハ他	島原ボランティア協議会
平成13年11月	島原市上折橋町 (北千本木地区1号 砂防堤上流)	「千本木地区のドングリ類の 種まき大会」	アラカシ、クヌギ、 シイ、コナラ他	げんごろう倶楽部 シマバライチゴを守る会 しまばらの里山と自然を守る 会島原市杉谷地区町内会連 絡協議会 島原市教育委員会 国土交通省雲仙復興事務所
平成14、16、17年3 月	水無川導流堤	「島原第5小学校卒業記念植 樹」	ウメ	安中地区まちづくり推進協議 会
平成14年4月	水無川2号砂防ダム 袖部	「島原ライオンズクラブ40周 年記念植樹」	サクラ、シイノキ、 シラカシ他	島原ライオンズクラブ
平成14年7月	島原市上折橋町 (千本木地区)	「小学校3年生の社会見学」の 一環	クヌギ、サザンカ、 ネズミモチ、ヤマボ ウシ、ユズリハ他	島原ボランティア協議会
平成15、16年12月	島原市上折橋町 (南千本木地区1号 砂防堤)	「ふるさとの木による森づくり 植樹祭」	タブノキ、カシ、クヌ ギ他	雲仙100年の森づくりの会

林野庁長崎森林管理署				
時 期	場 所	内 容	樹 種	対 象 者
平成6～10年	雲仙市 (雲仙ゴルフ場付近)	「ライフサイクルの森造成事業」 雲仙の在来種による植樹	ヤマザクラ、ケヤキ、ヤマボウシ、ナカマド他	NBC長崎放送(株)
平成8年11月	島原市礪石原 (湯江川上流)	被災前の緑豊かな普賢岳への再生	ヤマザクラ、ミズキ、ヤマボウシ、クスギ他	アマチュア無線クラブ (災害通信ネットワーク)
平成9年3月	島原市礪石原 (湯江川上流)	地域社会への貢献・ 環境問題への意識の高揚	エンジュ、イチヨウ他	(株)サニクリーン九州
平成11年4月	雲仙市	「ライフサイクルの森造成事業」 緑化運動の推進、意識高揚の	ヤマザクラ、ケヤキ、ヤマボウシ、ナカマド他	NBC長崎放送(株) 雲仙緑の少年団 雲仙観光協会等
平成12年11月	島原市南千本木地区	雲仙・普賢岳噴火10年復興 記念植樹祭	モミジ、ウリハダカエデ、ユズリハ、アラカシ、ヤマボウシ	島原市緑の少年団 有明町緑の少年団
平成14年3月	島原市安中地区	航空実播	メドハギ、ヤマハギ、ヤシャブシ、コマツナギ、ヨモギ他	林野庁長崎森林管理署
平成16年3月	雲仙市小浜町雲仙 温泉岳国有林	雲仙岳の噴火により集団的に 枯死した地域を、野生稚樹を用いて再生する。	モミ、モミジ	林野庁長崎森林管理署
平成16年11月	雲仙市小浜町雲仙 温泉岳国有林	雲仙岳の噴火により集団的に 枯死した地域を、野生稚樹を用いて再生する。	モミ、モミジ	林野庁長崎森林管理署

島原振興局山地災害復興課－長崎県島原振興局林務課

時 期	場 所	内 容	樹 種	対 象 者
平成10年5月	有明町湯江地区	「治山の森づくり」 土石流の流下等による荒廃地に被災前の豊かな自然を取り戻し、治山樹林群として整備	クス、ヤマボウシ、モミジ	有明町緑の少年団 地元住民
平成10、11年6月、 平成12年5月、 平成13年3月	島原市千本木地区	「防災の森づくり」 森林の整備と治山ダムが一体となった「防災の森」として整備	ヤマボウシ、ヤマザクラ、サザンカ、モミジ	島原市立第4小学校 地元住民
平成13、14年3月	島原市千本木地区 (垂木台地県有林内)	「生活環境保全林整備事業」 保安林の機能を多目的かつ高度に発揮させる「防災の台地」として自然林の造成	ヤマボウシ、クスノキ、シラカシ、ヤブツバキ、タブノキ	島原振興局山地災害復興課 九州電力森林ボランティア
平成13年5月	島原市千本木地区 (中尾川県有林内)	「防災の森植樹祭」 「親と子新緑のつどい」 森林の整備と治山ダムが一体となった「防災の森」として整備	ヤマボウシ、ウバメガシ、コナラ、ヤマモモ、ヤマモミジ	島原振興局山地災害復興課 島原市 島原半島内緑の少年団 地元住民
平成14年3月	島原市千本木地区 (中尾川県有林内)	「火山地域防災機能強化総合治山事業」 森林の整備と治山ダムが一体となった「防災の森」として整備	ヤマボウシ、ウバメガシ、コナラ、ヤマモモ、ヤマモミジ	島原振興局山地災害復興課
平成15年4月～ 平成16年2	島原市千本木地区 (垂木台地県有林内)	「生活環境保全林整備事業」 保安林の機能を多目的かつ高度に発揮させる「防災の台地」として自然林の改良	ヤマボウシ、クスノキ、シラカシ、ヤブツバキ、タブノキ	島原振興局林務課
平成16年5月	島原市千本木地区 (垂木台地県有林内)	「垂木台地森林公園竣工式」 保安林の機能を多目的かつ高度に発揮させる「防災の台地」として整備を行った記念植樹	ヤマボウシ、ツツジ	島原振興局林務課 杉谷地区まちづくり協議会 九州電力 島原農業高校 緑の少年団

平成16年11月	島原市千本木地区 (垂木台地県有林内)	「防災の台地植樹」 保安林の機能を多目的かつ 高度に発揮させる「防災の台 地」として整備した区域に植樹	ネズミモチ、ヒサカ キ、カシ、ツツジ他	島原振興局林務課 九州電力ボランティア 島原農業高校 緑の少年団
平成16年11月	島原市千本木地区 (垂木台地県有林内)	「防災の台地植樹」 保安林の機能を多目的かつ 高度に発揮させる「防災の台 地」として整備した区域に植樹	アラカシ、クヌギ、 シイ、コナラ他	島原振興局林務課 長崎朝霧の会ボランティア
平成17年2月	島原市千本木地区 (垂木台地県有林内)	「防災の台地植樹」 保安林の機能を多目的かつ 高度に発揮させる「防災の台 地」として整備した区域に植樹	カシ、シイ他	島原振興局林務課 海外ボランティア協議会 海外青年ボランティアコーディ ネーター
平成17年3月	島原市千本木地区 (垂木台地県有林内)	「ふれあいの森づくり」 記念植樹保安林の機能を多 目的かつ高度に発揮させる 「防災の台地」として整備した 区域に植樹	カシ、シイ他	島原振興局林務課 九州ワコールボランティア 島原ボランティア協議会

長崎県雲仙公園事務所

時 期	場 所	内 容	樹 種	対象者
平成13年3、10月、 平成14年	雲仙市小浜町雲仙 矢岳	「矢岳園地整備事業」 九州自然歩道及び矢岳登山 歩道の休憩・利用拠点施設と して整備するとともに針葉樹 から広葉樹へ林相転換を図る	ヤマボウシ、ウリハ ダカエデ、イロハモ ミジ、サザンカ他	長崎県雲仙公園事務所
平成13年9月	雲仙市小浜町雲仙 宝原	「宝原園地整備事業」 ミヤマキリシマ群落の植生復 元を実施するとともに緑陰の ある園地と歩道を整備する。	ミヤマキリシマ、ヤ マボウシ、ウリハダ カエデ、イロハモミ ジ、サザンカ他	長崎県雲仙公園事務所
平成15年1月	雲仙市小浜町雲仙 宝原	「宝原園地整備事業」 ヒノキ林を間伐し、広葉樹を植 栽	アカガシ、リョウ ブ、ヤブツバキ、シ キミ、ヤマボウシ、 イヌシデ	長崎県雲仙公園事務所

有明町産業課

時 期	場 所	内 容	樹 種	対象者
平成9年11月	有明町大三東戊 (有明町農林漁業体 験実習施設敷地内)	「ふれあいの森」づくり ボランティア参加による苗木 の植樹	ヤマザクラ、イロハ モミジ、クヌギ、ク ス(合計320本)	有明町 (社)国土緑化推進機構 有明町緑化推進協議会
平成10年3月	有明町大三東戊 (有明町農林漁業体 験実習施設敷地内)	銀杏並木植栽工事 ボランティア参加による苗木 の植樹	イチヨウ(350本)	有明町民

島原市建設課

時 期	場 所	内 容	樹 種	対象者
平成10年2月	島原市平成町 (安徳海岸埋立地)	「復興の森」被災地の緑化の ためボランティア参加による海 岸沿いの森造り	ヤマザクラ、ヤマモ モ、クロガネモチ、 アラカシ他	地元住民 ボランティア

島原市都市整備課

時 期	場 所	内 容	樹 種	対象者
平成11年2月	島原市平成町 (安徳海岸埋立地)	「再生の森」被災地の緑化の ためボランティア参加による埋 立地の森造り	クロマツ、ヤマザク ラ、 クス、ヤマモモ他	地元住民 ボランティア

長崎県深江町

時 期	場 所	内 容	樹 種	対象者
平成12年2月	深江町 (ふかえ桜パーク内)	水無川沿いに築かれた応急 堤防(ふかえ桜パーク)におい て、ボランティアによる植樹を 行う。	クヌギ、コナラ、ハ マヒサカキ他	地元住民 地元小学生

雲仙天草国立公園雲仙地域 パークボランティア活動要綱

＜基本方針＞

雲仙天草国立公園の雲仙地域は、我が国で最初に指定された国立公園で、古くから温泉保養地として開けてきた地域である。しかも、雲仙岳と総称される山々には自然が豊かに残されており、比較的狭い地域に多様な自然がコンパクトにまとまっており、自然観察には最適のフィールドであるといえる。

環境省では、昭和 56 年に雲仙公園ビジターセンター（現 雲仙お山の情報館別館）、平成 16 年に雲仙お山の情報館（運営 お山の情報館運営協議会 以下 雲仙お山の情報館という。）を設置し、雲仙の自然や歴史の紹介のほか、夏季の自然に親しむ運動や、自然観察会など積極的な活動を行っている。

このようななかで、来訪者のより良質な国立公園の利用を助けるため、また、より深く雲仙・島原半島の自然を理解してもらうために、自然と来訪者を仲介するボランティアの必要性が高まってきている。

そこで、環境省では、国立公園に関するボランティア活動に場所と機会を提供することとし広くボランティアの協力を得ることとしている。雲仙地域においては、平成元年から、利用者指導、景観・自然の保全活動などに関するボランティア活動の推進を図っているところであり、今後も強化・推進することとする。

1 目 的

雲仙地域において次に掲げる事項等をボランティアとして行う、「雲仙天草国立公園雲仙地域パークボランティア」（以下「パークボランティア」という。）活動の実施及び推進を目的として本要綱を定めるものである。

- （１）国立公園の利用者に対する、自然の紹介・解説、自然との接し方についての説明などの実施による、国立公園の快適かつ適正な利用の推進
- （２）国立公園内の美化清掃、公園施設の維持補修及び野生動植物・景観・自然環境の保全
- （３）雲仙・島原半島の自然・歴史等に関する調査・記録
- （４）その他国立公園の管理に関すること

2 定 義

この要綱に言う「パークボランティア」とは環境省九州地方環境事務所（以下「九州地方環境事務所」という。）が保有する「雲仙天草国立公園雲仙地域パークボランティアリスト」（以下「雲仙パークボランティアリスト」という。）に登録された者をいう。

3 「雲仙パークボランティアリスト」への登録

前記 1 の目的の趣旨に賛同し、雲仙地域においてボランティアとして活動する意志のある者の内、次のいずれかの項目に該当する者を、「九州地方環境事務所」が「雲仙パークボランティアリスト」に登録する。

「パークボランティア」の登録期間は 2 年とし、更新できるものとする。

- （１）パークボランティア研修会を修了した者。

- (2) 「雲仙パークボランティアの会」世話人会の推薦を受けた者
- (3) その他九州地方環境事務所が適当であると認めた者

4 「雲仙パークボランティアリスト」からの登録削除

「九州地方環境事務所」は、次のいずれかの項目に該当する者について登録期間にかかわらず「雲仙パークボランティアリスト」の登録から削除することができる。

- (1) 本人からの申し出があったとき
- (2) 「パークボランティア」として活動することができなくなったことが確認された者（本人の死亡等）
- (3) 「パークボランティア」として著しく不適当な行動を取ったと認められる者

5 組 織

「パークボランティア」相互の情報交換と親睦等を目的として、「雲仙天草国立公園雲仙地域パークボランティアの会」（「雲仙パークボランティアの会」という。本要綱文中に同じ）を設置する。

なお、「雲仙パークボランティアの会」会則は別に定める。

6 活 動

「パークボランティア」は、「九州地方環境事務所」、「雲仙お山の情報館」等に協力し、1の目的に合致する活動を実施する。

「パークボランティア」活動に関する期間・計画は、原則として、「九州地方環境事務所」、「雲仙お山の情報館」が協力・調整し立案する。なお、立案に当たっては、「パークボランティアの会」世話人会等の意見を取り入れるよう努力するものとする。

7 主な活動内容

主な活動内容は次のとおり。

- (1) 自然観察会、自然教室、早朝観察会などの利用者指導。
- (2) 雲仙お山の情報館における案内・解説・展示の作成等。
- (3) 雲仙・島原半島に関する自然・歴史情報等の収集・整理。
- (4) 美化清掃、公園施設の簡易な維持補修。
- (5) 野生生物・自然環境・景観の保全活動。
- (6) 自然環境・火山活動等に関する調査・記録。
- (7) 自然保護思想の普及、啓蒙、パトロール。
- (8) 研修・勉強会等の開催。
- (9) 会報誌の発行
- (10) その他1の目的に合致する諸活動

8 活動経費

活動にかかる経費は原則として「パークボランティア」個人の負担とする。

9 便宜供与

- (1) 活動に必要な機材は、原則として、「九州地方環境事務所」、「ビジターセンター」等が確保・提供する。（もっぱら個人が使用する機材を除く。）
- (2) 活動の際参考となるマニュアル等の資料を提供する。
- (3) 「九州地方環境事務所」は活動中のけが等に備え「パークボランティア」に対し、

傷害保険を掛ける。

(4) 「九州地方環境事務所」は、活動の際に着用する帽子、ワッペン等を貸与する。

10 会 報

「九州地方環境事務所」、「雲仙お山の情報館」等と「パークボランティア」間の連絡及び「パークボランティア」の情報交換の場として、会報誌を発行する。

(ただし、当面の間、「パークボランティアだより」が会報誌を兼ねる。)

郷 土 産 樹 木 リ ス ト

※ 修景植栽に適した樹木

イ 集団施設地区の中の街路、園地等への植栽に適した種類

ロ 道路法面等の保全修景に適した種類 (特に低木類)

ハ 雲仙地域には適さないが、諏訪の池には植栽できる常緑樹

科 名	種 名	性 状			苗木入手の難易			備考
		高木	中木	低木	容易	やや難	難	
マツ	※アカマツ	○			○			イ
	クロマツ	○			○			
	ツガ	○					○	
スギ	スギ	○			○			
	ヒノキ	○			○			
ヤナギ	ネコヤナギ		○				○	
	ハカエリヤナギ		○				○	
	※ツクシヤナギ		○				○	ロ
ヤマモモ	※ヤマモモ	○			○			ハ
クルミ	ノグルミ		○				○	
カバノキ	ヤシャブシ		○		○			ロ
	ヨグソミネバリ	○					○	
	※アカシデ	○					○	イ
	クマシデ	○					○	
	※イヌシデ	○					○	イ
ブナ	クリ	○			○			
	ツブラジイ	○					○	
	※スダジイ	○			○			ハ
	シリブカガシ	○					○	
	アカガシ	○			○			
	※シラカシ	○			○			ハ

	ウラジロガシ	○			○			
	コナラ	○			○			
	ブナ	○					○	
	マテバシイ	○			○			
	ミズナラ	○					○	
	※ツクバネガシ	○					○	ハ
ニレ	※ムクノキ	○			○			ハ
	コハナチョウセンノキ		○				○	
クワ	ツルコウゾ			○			○	
	コウゾ			○			○	
	イヌビワ		○		○			
	ホソバイヌビワ		○				○	
	ヤマグワ		○				○	
ボロボロノキ	ボロボロノキ		○				○	
モクレン	シキミ		○		○			
	オオヤマレンゲ		○				○	
クスノキ	カゴノキ	○					○	
	バリバリノキ	○					○	
	ヤブニッケイ	○			○			
	アオモジ		○				○	
	カナクギノキ	○					○	イ、ロ
	ヤマコウバシ		○				○	
	タブノキ	○			○			
	イヌガシ		○				○	
	※シロダモ	○			○			イ
	ケクロモジ			○			○	
	アブラチャン		○				○	

ユキノシタ	※ウツギ			○	○			ロ
	ツクシウツギ			○			○	
	※ノリウツギ		○				○	ロ
	コウツギ			○			○	
	ヤマアジサイ			○			○	
	※コガクウツギ			○			○	ロ
マンサク	イスノキ	○				○		
バラ	ザイフリボク		○				○	
	カマツカ		○				○	
	※ヤマザクラ	○				○		ロ
	リンボク		○				○	
	※ナナカマド			○			○	イ、ロ
	ケカマツカ		○				○	
	ミヤマザクラ	○					○	
	マメザクラ		○				○	
	コゴメウツギ			○			○	
	※アズキナシ	○					○	イ
	※ナナカマド		○				○	イ
	※シモツケ			○			○	ロ
マメ	ネムノキ		○			○		
ミカン	ミヤマシキミ			○			○	
	カスザンショウ	○					○	
	サンショウ			○	○			
	フユザンショウ		○				○	
	イヌザンショウ			○			○	
	コクサギ			○			○	
トウダイグサ	※ユズリハ		○		○			イ

	カンコノキ		○				○	
	アカメガシワ		○				○	
	コバンノキ		○				○	
	※シラキ	○					○	イ
ウルシ	ヌルデ		○				○	
	ヤマハゼ	○					○	
	ヤマウルシ	○					○	
	ハゼノキ	○					○	
モチノキ	ナナメノキ		○				○	
	※イヌツゲ		○		○			イ、ロ
	モチノキ	○			○			
	タラヨウ		○		○			
	アオハダ	○					○	
	ケナシアオハダ	○					○	
	※ソヨゴ		○				○	イ
	※イヌウメモドキ			○			○	イ、ロ
ニシキギ	コマユミ			○		○		
	マサキ		○		○			
	※マユミ		○			○		イ、ロ
	オオコマユミ		○				○	
	ツルマサキ		○				○	
	ツリバナ		○				○	
ミツバウツギ	ゴンズイ		○				○	
カエデ	チドリノキ		○				○	
	※ウリカエデ						○	イ
	オニモミジ	○					○	
	※コミネカエデ		○				○	イ

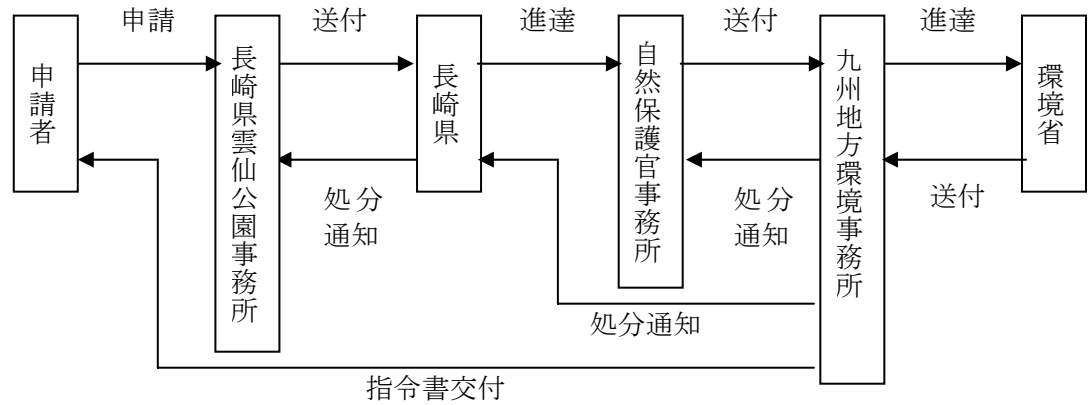
	オニイタヤ	○					○	
	※エンコウカエデ	○					○	イ
	※イタヤカエデ	○					○	イ
	※イロハモミジ		○		○			イ
	※ウリハダカエデ	○					○	イ
	※コハナカエデ	○					○	イ
クマヤナギ	クマヤナギ		○				○	
ツバキ	※ヤブツバキ		○		○			ハ
	※サザンカ		○		○			イ
	ヒサカキ		○		○			
	※モッコク	○			○			イ
	※ナツツバキ	○			○			イ
ジンチョウゲ	コガンピ			○			○	
	キガンピ			○			○	
グミ	ツルグミ			○			○	
	ナワシログミ			○	○			
	ウギツルグミ			○			○	
ウリノキ	ウリノキ			○			○	
	モミジウリノキ			○			○	
ウコギ	タラノキ			○			○	
	メダラ			○			○	
	カクレミノ		○		○			イ
	※ヤツデ		○				○	ハ
	ハリギリ	○					○	
	※イモノキ		○				○	イ
	コシアブラ	○					○	
ミズキ	※アオキ			○	○			ハ

	クマノミズキ	○					○	
	※ヤマボウシ	○					○	イ
	ミズキ	○			○			
	ハナイカダ			○			○	
リョウブ	※リョウブ		○		○			ロ
ツツジ	※シャシャンボ		○				○	イ
	レンゲツツジ			○	○			
	ヒカゲツツジ			○			○	
	※ミヤマキリシマ			○	○			イ、ロ
	サイコミツハツツジ			○			○	
	ホツツジ			○			○	ロ
	※シロドウダン		○		○			イ、ロ
	※ナツハゼ		○				○	イ、ロ
ハイノキ	ミミズバイ		○				○	
	シロバイ		○				○	
	クロキ	○					○	
	ハイノキ		○				○	
	サワフタギ		○				○	
	※タナヲツタ		○				○	イ
エゴノキ	エゴノキ	○			○			
モクセイ	マルバアオダモ		○				○	
	※ネズミモチ		○		○			イ
	ツクシトネリコ		○				○	
	コバノトネリコ		○				○	
	イボタノキ			○	○		○	
	ミヤマイボタ			○			○	イ、ロ
クマツヅラ	※ムラサキシキブ		○		○			

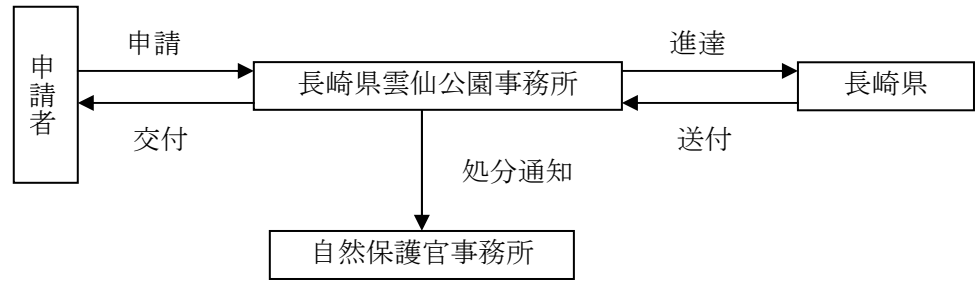
	※ヤブムラサキ		○				○	イ、ロ
	クサギ		○				○	
	ハマクサギ		○				○	
スイカズラ	※コツクハネツギ			○			○	ロ
	※ヤマウゲイサツゲラ			○			○	イ、ロ
	※ニシキウツギ			○			○	ロ
	※サンゴジュ			○	○			ハ

申請書処理ルート

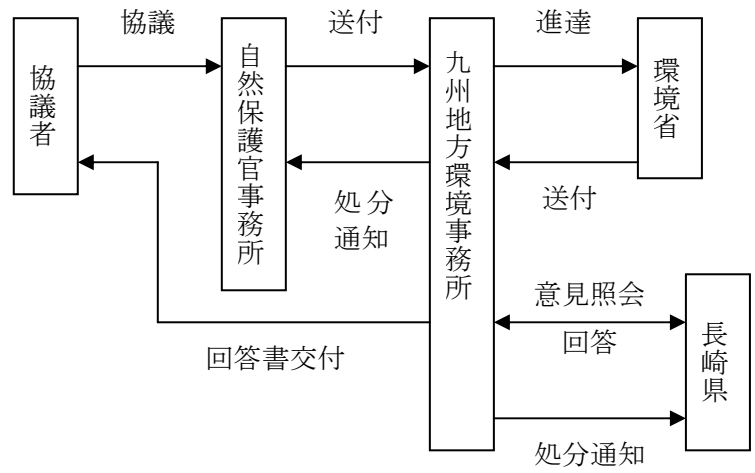
1 大臣権限及び地方環境事務所長権限



2 法定受託事務



3 国の機関の協議



管理計画について

管理計画は、公園指定の目的に沿って公園を管理運営していくために、地方環境事務所長が、自然環境局長の承認を得て定めるものである。

管理計画には、従来より国・県等が行ってきた公園管理業務に一貫性を持たせるため、公園内の各地区の取扱いを明確にし、施設のデザイン・色彩・緑化方法等きめ細かな指導方針を定めるほか、美化清掃・利用者指導・施設の管理・その他の業務についても、その実施の具体的方針等を定めることとしている。なお、管理計画は、公園計画の変更や自然的社会的諸条件の変化等に応じ変更することがある。

管理計画策定経緯

昭和 62,63 年度 管理計画検討会設置

検討委員

長崎大学教養部教授	伊藤 秀三
長崎総合科学大学工学部教授	片寄 俊秀 (62 年度のみ)
長崎県野鳥の会会長	柿田 周造
雲仙観光協会会長	宮崎 幸康
雲仙旅館ホテル組合長	七條 健

行政関係機関

長崎営林署長、長崎県観光課長、長崎県文化課長、長崎県自然保護課長、
長崎県雲仙公園事務所長、小浜町長

平成元年 3 月 管理計画策定

平成 3 年度 管理計画検討会設置 (改定)

検討委員

長崎大学教養部教授	伊藤 秀三
長崎総合科学大学工学部教授	片寄 俊秀
長崎県野鳥の会会長	柿田 周造
雲仙観光協会会長	七條 健
雲仙旅館ホテル組合長	宮崎 高幸

行政関係機関

長崎営林署長、長崎県観光課長、長崎県文化課長、長崎県自然保護課長、
長崎県雲仙公園事務所長、小浜町長

平成 4 年 3 月 管理計画 (改定版) 策定

改定内容

1. 許可、届出等取扱方針 (建築物) 及び公園事業取扱方針 (宿舎) の屋根色の記述を、実際の指導内容に合わせた。
2. 語句の修正
3. 「噴火への対応に関する事項」の追加

平成 11 年度 管理計画検討会設置（二次改定）

検討委員

長崎大学名誉教授	伊藤 秀三
長崎総合科学大学工学部教授	宮原 和明
長崎県野鳥の会会長	柿田 周造
雲仙観光協会会長	七條 健
雲仙旅館ホテル組合長	宮崎 高幸

行政関係機関

長崎営林署長、長崎県観光課長、長崎県文化課長、長崎県自然保護課長、
長崎県雲仙公園事務所長、島原市長、小浜町長、千々石町長

平成 17 年 11 月 管理計画（二次改定版）策定

改定内容

1. 公園管理の基本資料として管理計画区の概要を記載した。
2. 管理の基本的な保護に関する方針として、保全対象及び保全方針を定めた。
3. 行政手続法上の審査基準に該当する許可、届出等取扱方針及び公園事業取扱方針について、行為及び事業の種類ごとに取扱方針を整理した。
4. 自然公園等施設整備の整備方針を記載し、利用者の指導等に関する事項について内容の充実を図った。